

平成25年9月第23回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成25年9月9日第23回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10 番	渡邊健一
11 番	四宮規彦	12 番	高野進
13 番	熊澤勇	14 番	佐藤アヤ
16 番	鞠子幸則	17 番	佐藤實
18 番	安細隆之		

○ 不応招議員（なし）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（なし） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利久
農林水産課長	東 常太郎	商工観光課長	
都市建設課長	日 下 初 夫	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
上下水道課長	作 間 行 雄	復興まちづくり課長	千 葉 英 樹
教育長	岩 城 敏 夫	会計管理者	鈴 木 久 子
生涯学習課長	熊 澤 一 弘	会計課長	遠 藤 敏 夫
代表監査委員	齋 藤 功	学務課長	菊 地 和 彦
		農業委員会事務局長	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
		兼庶務班長	
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位、また傍聴される皆様にご連絡いたします。

本日の会議は、FMあおぞらから本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

また、クールビスでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番 安藤美重子議員、7番 百井いと子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進 君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。

2つ質問をいたします。

まず1つ目、東日本大震災の災害義援金の配分等についてであります。

この件については、8月5日、県の災害義援金配分委員会において、本町に団体の5次、県4次として、総額1億9,740万円が配分されました。そこで被災者から、いつごろ支給か、支給額は幾らかと聞かれるわけですので、町への直接の義援金を含め、次の4点を質問いたします。

1点目、対象者はどういう方々か、これ質問いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

災害義援金の配分については、まずもってその中での第1点目の対象者について申し上げたいと思います。

ただいま高野議員からお話のとおり、災害義援金については、団体が5次、そして県が4次の配分については、宮城県災害義援金配分委員会で決定され支給されるものであります。

そういう中で、まずもって対象者でございますけれども、死者・行方不明者、これについてはご案内のとおり亘理町内では306名、そして災害障害見舞金対象者についてはお1人、津波浸水区域における住宅被害で半壊以上の住宅、これについては全壊が2,187件、大規模半壊については199件、半壊が578件、合わせまして2,964人と、さらには母子父子世帯が85世帯となっておるところでございます。この方々が対象者ということでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ちょっと今すぐ数字は足し算でき得ないんですが、総定数は3,356になりますか。まあ、いいや。はい。

2点目、この今対象者、いわゆる全壊世帯が幾ら、大規模半壊が幾ら、半壊は幾らと。これらのいわゆる配分基準額をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 2点目の配分基準額については、先ほどの項目どおりで申し上げますと、死者・行方不明者及び災害障害見舞金対象者については2万円、そして津波浸水区域における住宅被害が、全壊の方が7万円、大規模半壊の方が5万円、半壊が4万円、そして母子父子世帯が6万円であります。

そういうことから、亶理町への配分額については、1億9,740万円で交付されておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 1つちょっとお伺いしたいのですが、大規模半壊以上の被害を受けた高齢者と障害施設入所者、これは対象にならないのかどうかお伺いします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 今回の義援金については、亶理町では該当いたしません。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） いわゆる該当者はなしということで、わかりました。

では、3点目に入ります。

支給日はいつですかということでございます。被災者は待っているということですが、それについてお答えいただきます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、被災者支援課のほうで、これらの支給について今月中に口座振替を現在進めておるとい、今月末を基準に考えておるようでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 今月末には支給されると、振り込まれるという形で理解したいのですが、その場合に申請しなくても自動的に振り込まれると思うのですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 4点目に入ります。

今度は、町へ直接のですが、町への義援金残額をこの際上乗せ配分してはどうかということでございます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの町への義援金残額の上乗せ配分についてですが、これまでまずもって町で受けております義援金について若干触れさせていただきます。

被災された方々に対しまして、第1次の配分といたしまして平成23年6月と第2次配分といたしましては平成23年12月に2回合わせて1億1,183万4,000円を支給しておるところでございます。

そういう中で、現在、町の義援金の残高は、1,873万2,870円であり、今回の第3次配分として上乘せを考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 1億8,732万8,700円ということで、先ほどのいわゆる対象者……（「違う。1,873万」の声あり）1億8,730……（「1,800」の声あり）失礼。1,873万2,870円。先ほどのいわゆる全壊とかそういう対象者数で割りますと、1世帯当たり約5,600円近くなるかなと思いますが、それらをいわゆる上乘せ配分してはどうかという質問でした。いつごろ、これも今月末までになるかどうかということ。それとも、別々切り離して振り込むのかという、それについてなんです。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの義援金の残金1,873万2,870円、そのものについては、先ほど申し上げました今月末の支給日に合わせて上積みを考えておるわけでございます。そういう中で、現在、亘理町義援金配分委員会でこれから審議をいたしまして、今月末に配分する予定にいたしておるわけでございます。その額については、ことしでなく来年の3月末までに集まった義援金そのものについては、団体、県の最終的な配分ということで、来年の今ころまでに最終的な義援金の配分になろうかと思っておりますので、現在持っております1,873万円全部はき出すことでなく、来年にも向けてある程度の残金を残しながらやりたいということで、今お話しのとおり、単純に1,873万円を全額2,963件に満額払うということではなく、一部残金を残し、来年度に向けた残金も残しながら今回の口座振替と同時に配分する予定にいたしておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 以上、この件についての質問は終わります。

2つ目に入ります。消費税増税分の減免についてであります。

来年4月から消費税の増税が言われております。東日本大震災で津波により住宅の再建、修繕に要する金額は、被災者にとって多額の負担になります。

そこで、津波被災者の住宅再建・修繕に係る消費税の増税分の減免を関係市町と

連携をとって国に働きかけてはどうかということでございます。答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって国への働きかけにつきましては、以前からこの震災復興のために各方面にわたりまして町から県に対し、さらには国に対しまして、あらゆる機会を設けまして活動を展開してまいったわけでございます。

その結果、今ご質問のとおり、平成26年4月1日から消費税が引き上げられた場合という想定のもとに考えておるわけでございますけれども、国では被災者の住宅再建のための取得や被災した住宅の修繕に係る消費税の負担増加に対する措置が講じられることになったところでございます。

その内容でございますけれども、例えば住宅を建築または購入し、消費税が8%になった場合については、建築面積1平方メートル当たり5,130円が支給されます。また、補修した場合でも、実際にかかった補修工事費の消費税増税分が給付されることとなります。

なお、この制度の詳細については、復興庁において制度説明会を開催することになり、明後日、11日、あすあさってですね、午後2時30分から悠里館の3階視聴覚ホールでこの詳細にわたって説明会ということで、9月1日号の広報にもお知らせをしておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 丁寧な説明ありがとうございました。

たしか9月1日号の広報あたりには、掲載されております。8月末に各家庭に配布されている。私質問したのはその前なんですけれども、私が申し上げているのは、消費税増税分の減免、要するに計算式は、この国の給付金制度は非常にわかりにくい。一応参考までに、3%分、要するに500万円かかれば15万円、1,000万円かかれば3%ですから30万円というふうな考え方でございますが、この給付金制度、私は反対するものではありませんけれども、余りにもわかりにくい。町長の今の答弁の中で、消費税8%時点、要するに3%上がった場合ですけれども、100平方メートルのうちを1,700万円で、これ計算式です、買った場合に、消費税は51万円になるわけです、単純に。この給付金制度、なかなかわかりにくいんですが、私の計算ではやはり51万円、ほぼ同額でございます。いわゆる穴埋めになるというふうに私は考えると。そこで私の質問の目的は被災者の負担軽減でございますので、これは目

的には合致しております。したがって、何と言ったらいいんでしょう、似て非なるものと言いながら、私の質問の目的に答弁されましたので、この件はここで質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。

私は、2点についてお伺いいたします。

1つ目、待機児童解消の取り組みについて。

厚生労働省は、待機児童ゼロを目指す自治体への支援策として、「待機児童解消加速化プラン」を打ち出しました。このプランは、本年度から2年間で約20万人分を、そして保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までの5年間で合わせて約40万人分の保育の受け皿が必要とし、そのため保育所の整備や保育士確保などに取り組む自治体に対して国が支援をするというものです。

本町でも、この動きを受けとめて、待機児童対策として取り組み、待機児童ゼロを目指すべきではないかと考えますが、町長のご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

国の「待機児童解消加速化プラン」については、佐藤議員さんのご質問にありましたように、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までの待機児童の解消を目指し、自治体が行う保育所の整備や保育士確保の取り組みを国が支援するというところでございます。

さて、本町における待機児童の解消策につきましては、民間の認可外保育施設である定員38人の家庭保育園フレンド、そして定員30人の保育所ちびっこランド亙理園、さらには家庭的保育事業として低年齢児を保育する家庭保育よちよちに対し、運営費の補助を行い、安定した保育の確保に努めておるところであります。

また、平成23年4月には、定員60人の認可保育所であります亙理カトリック保育園が開園し、当時の待機児童が解消できるはずでありましたが、ご案内のとおり東日本大震災により吉田・荒浜両保育所が全壊し、仮園舎で被災前より少ない定員で



の再開であったことでもあり、本年8月現在66人が待機となっている状況であります。

こうした状況を踏まえ、本町では国の待機児童加速化プランに手を挙げ、新たな保育所の整備事業並びに保育士の確保を目的とした民間保育所の保育士等処遇改善臨時特例事業について8月8日付で事業が採択されております。

この事業につきましては、今般、その事業費を一般会計補正予算に計上しており、本年4月に遡及、戻って、4月までにさかのぼりまして実施するという事にいたしております。

また、保育所整備については、転居者等が増加する逢隈地区において逢隈保育園を希望する児童数が増加していることから、新たに逢隈地区に民間保育所の整備を検討しているほか、さらには吉田・荒浜両保育所の建設に向けて、これについては平成27年再開に向け整備を急いでおり、これが完成すれば現在の待機児童については解消が図られると思っております。

町民の皆様が安心して子供を産み育てることのできる環境の整備は、本町の復興、さらには町政発展に大きく寄与するものと考えており、その具体的な指針となる「亘理町子ども子育て支援事業計画」の策定にも着手したところでございます。

今後も引き続き、待機児童ゼロを目指すとともに、各種の保育サービスや子育て支援事業の充実強化に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本町では、この加速化プランに手を挙げて、保育所の緊急整備事業と保育士等の処遇改善の事業に取り組むという計画を提出して、全国でも351の自治体が決まったというようなそういうことが載っておりました。この計画の内容について、もうちょっと詳しくお知らせいただきたいと思っております。亘理の計画の中でも、25年と26年ですか、逢隈保育所の今の施設の隣側、BGの体育館の間にプレハブを建てるというそういう計画が載っておりましたけれども、その計画でよろしいのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回の待機児童解消加速化プランのほうの内容でございますけれども、1点目は保育所の整備ということで、逢隈地区の保育園を希望する保護者の方が多いということで、BGのほうの間とかじゃなくて逢隈の地域の中で民間保育

所のほうをいろいろ公募等考えながら整備をしていきたいと。規模的には60人規模ぐらいで大丈夫かなというふうに思っております。それで、60人規模の関連につきましては、一応逢隈保育園のほうの待機が現在30名弱ぐらいおります。そのほかに鹿島とか互理に入っている逢隈地区の方もいらっしゃいますので、あわせてあと認可外保育所のほうに入っている方もいらっしゃいます。そういう関係も含めると60人規模ぐらいで整備すれば解消にはなるのかなというふうに思っております。それについては、具体的にはこれから詰めていくことになる予定でございます。

それと、もう一点の処遇改善につきましては、民間保育所の保育士の処遇改善だけが対象でございます。それで市町村が民間保育所に対して補助すればそれが県のほうから補助を受けられるということでございます。これについては補正の中で金額示してございますけれども、2施設、逢隈保育園と互理カトリック、内々に事情聴取したところでは合わせて三百数十万円、保育士の処遇に充てるということで今のところ進めております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ただいまのお話ですと、新たに土地を求めて、そして逢隈の地域の中で60人規模の保育所を建てるというそういう話だと思うのですが、この2年間の国で言っている加速化プランの中でこれは実現できることなのでしょうか。今待機が66人いるという中で、本当にきちっと保育所に入れる要件がそろっていても、要するに保育所がいっぱいで入れないというそういう状況での待機児童ですと、潜在的な部分でももっと今考えられるのかなと思いますけれども、まずこの60人規模の保育所、いつごろ完成予定なのでしょうか、お示しいただきたいと思いません。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今年度の加速化プランの中で手挙げてございますが、今年度中に一応民間のほう、法人等を決定させていただいて、今年中に民間のほうで契約なり建設の関係をしていただきまして、次年度で建設というふうな運びになると思いません。それで、26年度中にできれば開設していただきたいということで進める予定にしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） そうしますと、ことしも11月に来年の4月以降に入所を希望する方の募集を行いますけれども、来年度26年度には待機児童の解消にはつながらないということですか。逢隈の計画にありますプレハブを建てて、たしか380万円ぐらいプレハブリースということで載っていたと思いますけれども、この件はどのような、77平方メートルのプレハブを借りてという話なのかなと思って、うちできのう見してきましたけれども、それはどのようなのでしょうか。私は、少しでも待機児童が、一気にではなくても、もう来年でも、少しでも解消につながるようなことは考えていないのでしょうか。この点についてご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） すぐにその待機児童全部が解消というのはちょっと難しい面はあると思います。ただ、先ほど施策というか運営費の補助とかで申し上げましたように、家庭的な保育、特にゼロ歳児から3歳児の待機が多い状況でございます。家庭的な保育の関係、広報などでも呼びかけながら、事業主、やっていただける方等求めながら、より待機児童の解消に努めていきたいと思っております。ただ、プレハブの増設だけでの短期的な、余りにも短絡的なやつでは今のところ解消は難しいのかなと思っていますので、改めて先ほど申し上げましたように60人規模ぐらいで新たに民間保育所の運営をしていただければ何よりかなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 国が待機児童対策として新たに導入する小規模保育事業、定員が20人以下の保育所に対してなんですけれども、職員、保育士の数が今までは認可保育所であれば全ての職員が保育所の国家資格というのが必要だったと思いますけれども、小規模保育所事業であれば半数以上が保育士の資格を持っていると認可ができるというようなそういう今回新たな国の方針も決まったようですけれども、この小規模の保育所の考えは町として持っているのでしょうか、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 小規模関係の保育施設の関連については、議員さんが申されますように、基準の緩和ということで保育士の数等緩和されるわけなのですが、こちらにつきましては、これから策定いたします子ども子育ての支援事業計画、27年度から実施の計画になりますが、その中でいろいろ詰めていきたいと思っております。ただ、

こちらにつきましては、やっていただける事業所がなければ話が進みませんが、一応そういうふうないろんな解消の策も含めまして、今後の支援事業計画の中で詰めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先日の河北新報に仙南地域で初めて岩沼市で定員15人待機児童解消へ家族的保育所ということで載っておりました。そして、これもやっぱり民間のNPO法人と市が業務委託をして運営をする保育所だということなんですけれども、やっぱりやってくれる方がいないとという部分で、現在保育士として働いていらっしゃる方とか、もっともっと声がけとかそういう部分で、現場で働いている方たちにこういうご協力をとれるようなそういうことはないのでしょうか。本当に今一生懸命災害を受けられた方、家族みんなで今力を合わせて働こうと、おうちを建ててみんなで働こうという状況にある方たくさんいらっしゃいます。でも、子供を預けるところがないというのは、やっぱり大きなハードルとか、難しい、家族の中での計画ができないような状況にあります。ぜひ町として、この保育所待機児童ゼロに向けて、本当に本気になって、もちろん本気になって解消して解決の方向に向かっていることは間違いないと思いますけれども、来年少しでも、再来年は間違いなく60人化できるという部分で、見通しをきちっと建てていただきたいと思っておりますけれども、もう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどもご答弁申し上げたところでございますけれども、ご案内のとおり、平成23年の4月には亘理のカトリック保育園が開園することによって待機児童がなくなるということで申し上げたところでございます。そういうはずだったわけでございますけれども、ご案内のとおり、吉田保育所、荒浜保育所、児童館等が壊滅的な被害を受けたということで、ご案内のとおり荒浜保育所については亘理保育所の北側に保育所をつくり、そして吉田西児童館に吉田保育所の南側にユニセフ協会のほうから無償で仮園舎というかつくっていただいたわけでございます。本当に助かったわけでございます。しかし、やはり今回の震災によりまして定員が減ったということで、さらに待機児童がふえたということでございますので、これらについてはやはり子供たちの将来を担うための考え方から、やはりできるだけ早く保育所の開設、そして荒浜保育所、そして吉田保育所については、荒浜保育所

の用地については荒浜小学校の前に用地も取得済みでございます。さらには、吉田保育所については長瀬小学校の西側に建設するというところで、これについてもできるだけ早く、一応現在のところは27年度開園ということで考えております。そういうことから待機児童の解消に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ただいまの町長の待機児童ゼロを目指すというそういう覚悟のお話だったと思いますけれども、別の観点からお尋ねしたいと思います。

待機児童ゼロの横浜市では、利用者支援事業として保育サービスに関する専門相談員、保育コンシェルジュを配置しております。保育を希望する保護者の相談などに応じて、認可保育所のほか一時預かり事業があるよとかそういう保育資源とか保育サービスについて情報提供を行っているものです。また、松戸市でも、施設のスタッフを子育てコーディネーターとして養成をして、保育所、幼稚園を初めとした子育てに関する支援サービスの紹介や相談を行っております。

本町でも、子供や保護者が地域子育て事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近なところで支援が行えるような利用者支援事業を行ってはいかがでしょうか。子供さんを持っていらっしゃる方は、もうすぐに保育所というそういう考えをお持ちなんですけれども、でも1週間に1日2日働く方であれば、例えば預かる場所がありますよとか、あと働かない方でも子供の遊ぶところはここにありますよというようなそういう相談の窓口、要するに支援事業を町として行うことによって、何がこれから保育事業に必要なのか、あと保育所で対応できるもの、預かる場所で対応できるもの、やっぱり子育てをしているお母さんたちのそういういろんな思いもしっかりと受けとめられる事業になると思いますけれども、町としてこのような考えは持っていないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、横浜市の林 文子市長さんですか、あと松戸市、そういうものについてはそういう制度を使っております。しかし、亘理町の場合もそのようにしたいんですけれども、ご案内のとおり、震災から2年半ということで現在復旧・復興に全力で取り組んでおるわけでございます。そういう制度的な内容について、やはり被災者の方々もおろうかと思っておりますけれども、そこまで手が回らないのが現

実でありますので、この子育ての問題については、やはり荒浜保育所、吉田保育所の建設、そして民間による保育所の建設にあわせて待機児童の解消に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町の福祉課によって保育所の申し込みをする場合でも、やっぱりもっともっとお母さんのお話を聞いてあげられたらいいのかなと思うようなことをちょっとお聞きすることがあるんですけども、常日ごろからやっぱりいろんなそういう子供さんを育てる上で、全てもう相談するところがないというのが今の現状なのかなと思いますので、町としてこの子育てについて多くの方からいろんな意見をもらったりをするようなそういう事業はこれから絶対に私は必要だと考えますので、今後そういうことも踏まえて対応していただきたいと思います。子育てするなら互理町が実現できると、本当に若い世代の方々の定住促進にもつながります。これから先20年、30年後の互理町をしっかりと見据えて、子育て支援に取り組んでいただきたいと申し上げ、次の質問に入ります。

それでは、高齢者対策についてであります。

本町では、高齢者保健福祉施策の推進のため、高齢者が住みなれた地域の中で安心して生きがいを持って生活が送れる社会づくりを基本目標に掲げ取り組んでおります。

そこで、さらに高齢化が進む中で、次の2点についてお伺いいたします。

（1）日常の買い物に不便を感じる高齢者のため、買い物弱者対策に取り組む必要があるのではないのでしょうか、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 最新版の高齢社会白書によりますと、平成24年度の日本の全人口に占める65歳以上の方の割合は24.1%となっております。当互理町におきましては、ことしの7月末の高齢化率については25.1%ということで、全国平均から申し上げますと1.0%高齢化率が高い数字になっているようでございます。

このような超高齢化が進展する中、独居の高齢者や高齢者のみの世帯におきましては、買い物に不便を生ずる方もふえている状況と考えております。

このような状況にあって民間企業等で高いサービスを始めているところもございます。

具体的には、生活協同組合あるいはコンビニエンスストア等におきましては、お弁当屋や総菜セット、あるいは生鮮食品などを届けてくれるもので、事前に会員登録やメンバーに加入するなどの条件や若干の配達手数料などの負担も生じますが、便利なサービスが提供されておるところでございます。

また、仮設住宅等には移動販売車が来ておりますし、町内の八百屋さんでは注文があれば自宅へ届けてくれるところもございます。

さらには、介護保険制度におきましては、訪問介護サービスで利用者が単身、あるいは家族が障害・疾病等の理由で、本人もしくは家族が家事をすることが困難な場合に行う日常生活の援助の一部として、買い物サービスが認められておるところでございます。

今後、買い物弱者対策につきましては、民間企業等における宅配サービスの動向や移動販売車の運行状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

また、介護認定者へは、ケアマネージャー等を通じて訪問サービス制度の周知を行うほか、宅配サービス関係の情報提供が迅速に対応できるように情報収集にも努めてまいりますし、買い物の足ともなる公共交通についても検討を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 大型店舗の進出などにより地域の商店街が衰退して車の運転が困難なお年寄りや障害を持つ方を中心にいわゆる買い物弱者として大きく社会問題化されております。このような状況は過疎地域だけの問題ではなく、一斉に高齢化が進む都市部などでも深刻化しており、買い物弱者は全国で約600万人程度と推計されております。こういう中で、本町では、この生活環境や健康状況などのニーズ調査を行って買い物弱者の実態や課題について集約し、次の介護保険計画に反映、私はしていくべきと考えますが、この点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 買い物弱者の対策につきましては、基本的には考えられるのは、身近な場所に店があれば一番いいと。また、なければ家まで商品を届けてもらえるそういう販売、宅配の業者があればいいと。3点目は、買い物の足、公共交通の関係が重要な3点の項目かなと思っております。これらの調査というか議員さん申さ

れました生活と健康の関係の調査を踏まえて次の介護保険計画で検討したらということでございますが、今後の商店の動き等、情報等も集めながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 民間の業者は、採算が合わなければまずお店をつくるということは考えられません。そういう中で、経済産業省は、買い物弱者対策に取り組む事業者に補助金を出すというそういう制度を創設いたしました。補助事業は、商店のなくなった集落で出店するミニスーパーや高齢者から注文を受け、スーパーの商品を配布するNPO法人などに対して店舗改造費や車の冷蔵設備などの費用を補助するというものです。町として、商工会やNPO法人などと効果的に連携をし、協議の場を設け、買い物弱者対策をすべきと考えますが、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 議員さんが申されているのは地域自立型買い物弱者対策支援事業ということで、経済産業省のほうの事業かと思えますけれども、24年といいますか25年度の当初5月か6月において今年度分申し込みを直接経済産業局なりで受け付けていると思えますが、直接うちのほうでは手を挙げているところはないと思いません。それで、商工会等とも検討をしながら、商工観光課と協議しながら、こちらの事業のほうに取り組むところがあれば直接検討してもらえればと思えますけれども、なかなかちょっと条件的にも厳しいものがあるかと思えます。店を開くにしても、結局その中で商売的にやれるのか、あと販売車の関係でその事業に取り組めるのかということがいろいろと問題もあるかと思えますので、こういった事業を商工関係者のほうにもちょっと知らせながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 大震災で被災された方が今後災害公営住宅に入居されます。この災害公営住宅に入居される高齢者の方、ひとり暮らしの方、障害を持っていらっしゃる方、車の運転が困難な方などの日用品とか食料の買い物に不自由される方も本当に出てくると私は思います。地域などで事情は異なりますけれども、その地域ごとに合った対策を示すことがこれからの生活の安定につながると考えます。しっかりとした実態の把握を行っていただきたいと思えます。そして、安心して、例えば荒



浜のほうに行きますと本当にお店が大分少なくなっております。そういう中で高齢者の方がやっぱりそばにコンビニというところがあって、本当にすごくその部分は安心をしておりますけれども、それで買えない部分、あといろんな部分でやっぱり買い物が困難になる方がいらっしゃると思いますので、そういう地域に合ったこれからの事業をしっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、この点について再度ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 一番最初のほうで答弁していますとおり、町長が答弁したとおり、民間のほうの事業者の動きをまず見ていきたいと。そういうサービスがあるものですから、それに対して町のほう、お店を構えるように進めて経営が成り立つかどうかというものがありますので、その辺民間のほうのいろんな事業が、コンビニ、町内でもお店の名前を申し上げますとセブンイレブンとかは町内のセブンイレブン、ほとんどやっているようでございますし、そちらのほうはちょっと500円未満の配達については120円ぐらいの手数料かかったりしてしまいますけれども、そういう事業の動きを見ながら今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひそういう状況、情報もしっかりと伝えていっていただきたいと思っております。そういうところを利用される方は、まず買い物弱者にはならないんです。そういうことが対応できない方が困るわけですので、そういう情報をしっかりと伝える努力もしていただきたいと思っております。

続いて次の質問に入ります。

高齢者の見守りです。

（2）です。少子高齢化が急速に進行しており、今後高齢者のみの世帯や認知症の高齢者が増加すると予測されます。それに伴い、高齢者虐待や孤立死などが社会問題になっております。高齢者のみの世帯では、社会的なつながりが希薄化したり、身体的な衰えにより外出機会が少なくなるなど、日常生活において地域や社会から孤立した暮らしになりがちで、誰にもみとられない孤立死が発生する危険性も指摘されております。高齢者の方々が孤立することなく住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、医療介護、福祉などの充実はもとより、関係機関や地域住民などの地域の関係者が相互に連携をとりながら高齢者世帯などの見守り活動を実施す

る体制づくりを進めることが重要と考えます。本町では、現在、民生委員等によるひとり暮らしの高齢者宅への訪問活動は行われておりますが、今後高齢者世帯や障害者世帯への見守りに地域の方の協力で「子ども見守り隊」のような組織をつくる必要があると考えますがいかがでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

先ほど来の1問、2問、そして今回は少子高齢化の進展ということでございますけれども、これは人口減少社会へと突入しておることは、この社会の変遷によりまして、やはり核家族、さらには先ほどの待機児童、高齢者に対する食の安全という問題も抱えておるわけでございます。特に、やはり単身世帯が多くなっておると。そして、近隣住民と今お話しのとおり希薄化になっておるといふこと、さらには社会からの孤立する方々が生じやすい状況にあるといふのが現在の社会情勢ではなかろうかと思っております。そのような中におきまして、ただいま民生委員あるいは児童委員はといふことでございますけれども、この民生委員・児童委員の方々は、地域住民の高い信頼を受けながら訪問活動や社会参加活動などさまざまな支援に取り組んでいただいております。特に、高齢者や障害者を孤立させないための大きな役割を果たしておるといふことで、民生委員・児童委員の方々には感謝をいたしておるところでございます。

しかしながら、民生委員・児童委員の活動対象の内容は広範囲であり、また社会的経済状況の変化等に伴って年々この職務が複雑化・多様化しておるところでございます。個別の事案対応といたしましては、当然限界があるのではなかろうかと考えております。町では、ひとり暮らしの高齢者や重度心身障害者の方の安全・安心な生活を確保することを目的に、家庭用緊急通報機器の貸し出しを行っております。

また、本年2月に本町亘理町とみやぎ生活協同組合との間で「高齢者見守りへの取り組みに関する協力協定書」を締結をいたしましたわけでございます。配達時において組合員や地域の高齢者の異変を感じた場合には、配達員が速やかに町に対して通報・連絡を行うことになっております。今後、町内の新聞店や、あるいは民間事業者とも協議しながら、見守り体制の強化を図りたいと考えております。

さらには、認知症に対する理解を深め、地域全体で認知症の人と家族を応援できる「認知症サポーター養成講座」の開催も積極的に進めてまいりたいと思っております。

ます。

また、高齢者自身におきましても、地域の活動に参加することや老人クラブなどに加入いたしまして、友人、お茶のみ友達をつくること、あるいは隣近所と常に挨拶を交わすことなども地域の見守りにおいては重要なことと考えておりますし、お子さんや兄妹がいれば週に何度と電話で安否を確認する体制づくりも必要かと思っておりますので、これについては社会福祉協議会で開催しておる「独居の集い」などで社会参加の呼びかけ、緊急通報システムの利用や離れて暮らす家族が高齢者の元気な生活を見守る安否確認機器の紹介など実施したいと考えております。

ただいまの「子ども見守り隊」のように通学する子供や公園で遊ぶ子供など、外出時の見守り・お声がけと違いまして、訪問しての見守りについては、お互いの信頼関係が重要であり、訪問する側、訪問される側においていろいろ問題があると考えられます。

また、子ども見守り隊の創設については、地域住民の働きから結びついておりますので、隣近所など親しい顔見知りの方、地域の方々の動きを見ながら町のサポート体制などを検討してまいりたいと考えております。

今のところ、子ども見守り隊のような組織づくりについては、考えておらないところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ただいま町長のご答弁のとおり、子ども見守り隊のようなど書いたのがあれだったんですね。見守り体制という部分での例えの質問だったんですけども、ただいま町長が言われたように、民生委員は民生委員法で定められた非常勤の特別職で、全国で約23万人が厚生労働大臣から委嘱されております。住民の生活の状況の把握や福祉情報の提供などが主な仕事ですが、近年、孤立死とか児童虐待などが問題になり、業務量はふえる一方です。民生委員の負担の軽減という部分から、地域が一体的な見守り体制、わからないところを見守るというのではなく、地域が一体的な民生委員の補助というようなそういう見守り体制は考えられないでしょうか、この点についてご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 民生委員の補助をとといいますと、その役割的な中身がちょっと難しい面があるのかなとは思いますが。先ほど町長の答弁の中でも申し上げましたよう

に、例えば認知症の方で徘徊していれば隣近所でそういう講座を受けた方がちょっとおかしいなと思ったら通報してもらおうとか、そういった講座のほうをまず受けてもらう、地域の方に受けてもらって協力していただくと。そういう中で民生委員のほうにもその情報を地域の方から流してもらえればありがたいのかなと思いますし、あとは地域の中でお年寄りの方がぐあい悪くて、例えばうずくまっているとか何とかについては、当然道徳心の中で人間的に対応していただけるものと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 例えば地域の中で高齢者というか隣のおばあちゃん、隣のおじいちゃんというのは大体地域の方はわかっております。そういう部分で協力というか、そういう部分でネットワークをつくっていけばいいのかなと思って今回は質問をさせてもらいました。もうこの高齢者世帯、ひとり暮らしの世帯が増加するということは、本当にこれから間違いないことだと思います。そういう部分で、これまでのこの見守りの活動だけでは、もう十分に私は対応できないと思います。地域の皆さんの、本当に隣近所の皆さんのご協力をもらう体制がこれから一番大事なことになるのかなと思います。もう隣も隣も結構高齢者の世帯につながるのかなとそのように考えておりますけれども、そういう部分でネットワークをつくっていくということが、何かあったときに民生委員の人が、周りよりも地域の本当に3軒先の方のほうで状況としてはわかると考えますので、そういう部分をしっかりと構築していく、私はそういう今時期に来ているのかなと思いますけれども、この点についてご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 佐藤アヤ議員さんが申されたとおり、最も大事なことはやはり隣近所との付き合い、そしてお茶飲み、それらの地域地域ごとのネットワークそのものについては必要かと思っております。その場合において、やはり民生委員さんですとその資格に基づいて独居老人あるいは寝たきり、それらに関係して直接お伺いすることができますけれども、資格のない方、すなわち一般の方々には果たしてそこまで入り込んで了解を得ることができるか、その辺がやはり先ほど申し上げたとおり隣近所が希薄になっておるのが、先ほど来の社会の変遷に伴いまして核家族あるいは待機児童もそのような状況になっておるということで、やはりこれらについては

亙理町そのものだけでなく日本の施策としてやはり進めなければならないのかなと思っております。しかし、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたとおり亙理町の高齢化率も25.1%という高い高齢化率、さらにはまだまだふえていくということ。そして、核家族がふえていくということで、この連絡網がとれなくなるのが現実かなと思っておりますので、やはり最も大事なのは地域のきずなというかつながりと思っておりますので、機会あるごとにそれらの内容について社会福祉協議会等々を通じながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 例えば災害弱者対策も今市町村できちっと策定するよというところで町でもやっつけていってやりますけれども、そういう中で本当に隣の、例えば毎日洗濯物を干していたのがこのごろ二、三日干していないとか、何かそういうのって本当によく見えることですので、やっぱり私は見守り隊の一人なんだというそういう自覚を周りの方というか地域の方が持ってもらえばそういう目で見ることができるんですね。何もなければ声をかけても返事もしないような方にはというような、そういうなかなか本当につながりますます希薄化してきますので、そういう中で地域の中はなるだけ地域でみんなで見てあげられると、みんなで見てみんなで支え合うというそういう地域づくりというのは私はすごく必要なことだと思います。この地域の支え合い体制づくりにみんなが力を合わせて、地域のきずなを深めて、本当に亙理に暮らして長生きしてよかったと実感できるようなまちづくりをしっかりとつくっていただきたいと思っておりますけれども、この点について、最後の質問です。ご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま申されたのは本当に大事なことだと思うし、理想的な内容かなと思っております。今後とも努力をさせていただきます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は11時10分とします。休憩。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、1項目め、弁護士資格を持つ職員の募集について、2項目め、防災・減災対策及び社会資本の整備についてと、3項目めに災害公営住宅入居者へのペットの対応について、以上3項目質問いたします。

まず、1項目めの弁護士資格を持つ職員の募集について伺います。

東日本大震災後、やはり被災された方の相談事が多くなってきたのではないかと。そしてまた、困り事、こういったことについて、特に法律相談について専門の方と話をできればという相談が私のところにも数件ありました。本町では予約優先の無料法律相談、こういったものを行っておりますけれども、これは1カ月に1度ぐらいじゃなかったかなと思いますけれども、本当に悩んでいることをすぐ相談に乗ってもらいたいということをお聞きしますが、やはり1カ月待つのではなくてすぐ相談できるような、特に法律に関することですね、こういったことを設けることについて、本町の職員に弁護士資格を持つ職員を任期契約で募集し、町民向け法律相談を充実させる考えはないか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

議員さんのご質問にあるとおり、地方公共団体におきましては、弁護士資格者を任期つき職員として採用している事例が全国的にも見受けられるようになってきたところでございます。しかし、この場合の採用に関しましては、住民のための相談業務のためではなく、複雑化する法令等の改正や政策的な法務、要するに法律に対応するために条例あるいは規則の整備を実施する法令関係の専門家として弁護士の資格を任期つき職員として採用しているといった意味合いが強いようでございます。

本町でも、町行政全般において法律上諸問題が生じた場合におきましては、顧問弁護士による的確な指導をいただいておりますので、法律の専門家としての弁護士は非常に心強い存在であると思っております。

現在、町内住民の相談業務に関しましては、総務省より囑託されました行政相談

員が毎月行政相談を無料で実施しており、国・県・町いわゆる行政が行っている仕事に関する意見や要望、苦情などに相談に応じておるところであります。

また、日本司法支援センター「法テラス」も山元町に開所され、仙台弁護士会の協力のもと、無料法律相談を行うほか、各種専門家による無料相談も随時行われておりますし、宮城県青年司法書士会主催による亙理町への巡回法律相談会も年に2回ほどボランティアで実施されているようでございます。

現在のところ、弁護士資格者の任期つき職員としての採用については予定しておりませんが、震災以降、被災者の皆様方にはさまざまな悩みがふえていることも承知しておりますので、各種相談会等をぜひご利用いただき、安心して生活していただきたいと感じておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今無料相談の件お聞きしましたけれども、これをわかっていない方がいらっしやいます。いつどこでやるのかということをおわかっていない方が多いということと、また高齢者の方はやはり山元町とかそれから仙台に出るにはちょっと足がないとかそういうふうに言っている方もいらっしやいます。先ほど話がありましたように、顧問弁護士と町は契約しておりますけれども、これはあくまで本町の施策とか事業、それから条例、規則に関する助言とか、または訴訟の代理人とかこういう形で契約しているのではないかと思いますけれども、やはりこれについても時間調整を決めながら、この弁護士さんだってやはり亙理町1件だけじゃないと思います。もう何十件、何百件と持っている。そしてまた、そういった中で裁判所等にも走り回っている。ですから、なかなかすぐ相談事をできるという状況じゃないと私は思っております。やはり職員にいれば、町民の方々も安心して相談に乗ってすぐ対応ができるのではないかとこのように思います。今や日本全国に振り込め詐欺集団事件とこういうものが発生しておりますけれども、やはりこれ相談事業の間口を広げておけば未然に防げるのではないかと私はこのように思います。やはり起きる前の防止、町民の方々の利益に寄与するものではないかと私はこのように思います。

かつては高給取りの代名詞だった弁護士の収入が激減しているという記事がございました。国税庁によりますと、2011年は登録弁護士、登録されている方が約2万7,000人、このうちの約22%が年収100万円以下と。そしてまた、500万円以下

が約19%ということでありました。また、司法試験では、2012年、昨年ですけれども、約8,300人受験したそうですけれども、合格者が2,100人、約6,200人は不合格とこういうふうになって推移しておりました。この弁護士資格を取ったものの弁護士事務所に就職できない人、こういう方も約400人いるということでした。ですから、雇用という点では、こういった弁護士さんを職員にとなればいいのかなどこのように思ったわけです。雇用という点では、本当に弁護士さん、400人は弁護士事務所には就職できないという方がいるわけですから、そういったところを考慮いただければと思ったわけです。こういった住民のニーズにやはり迅速かつ的確に対応できる、そして町民の皆様の利益の向上にもつながるものと期待できるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま弁護士の就職、あるいは雇用の問題等々があったわけでございますけれども、やはりこの任期つき職員として採用するということは、今言った弁護士の就職の問題、あるいは一般職との給与の格付、それらの格差の問題がいろいろ出ようかと思えます。そこで、いろいろと今回の震災によりますところの相談業務等を聞きますと、やはり相続問題、あるいは離婚の問題とか、あるいは金銭トラブル等々が多いやに聞いておるわけでございます。これらについては、やはり町のほうで弁護士を入れましても、果たしてその業務が、それらの内容を直接住民の方々が、町の方々が町の弁護士に相談に来るかというといかななものかと思っております。と申しますのも、無料法律相談という形でございますので法テラスに行き行って相談するというので、町で対応した場合についてはやはり個別の部屋とかいろいろ設けなければならないという状況もありますので、現在のところ相続関係については町のほうでも十分対応できると思っております。しかし、金銭トラブルあるいは離婚問題については、それらの専門的な弁護士の分野でなかろうかと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） まさにそのとおりだと思っておりますけれども、今日本で一番難しいと言われておりますこの司法試験でございますけれども、2012年、先ほど話しました合格できなかった方が約6,200人いるということでありましたけれども、まあこういう方々は法科大学院を修了後、法務博士号という学位と司法試験を受けられ



る、この受験資格というものが与えられるわけですが、司法試験は法科大学院を修了後5年以内、3回までの受験資格というのが与えられるはずですが、3回合格できなければ受験資格がなくなります。そうであれば、3回試験受けてだめだったと、こういった方を職員に採用するという考えはいかなものかなと思ったわけですが、ごさいますけれども、要するに法律関係の専門分野を終了しているわけですから、このノウハウというものは持っていると思うのです、やはり。ですから、先ほど言った相続問題、離婚問題、金銭トラブル、こういったものは専門の弁護士さんに行くのではなくて、そういった方が職員としていけば、意外と町民の方々ばかりではなくて、本町でも法律に関することをすぐ聞きたいということがあれば迅速に対応できるのではないかなとこう思ったわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今回の議員さんのご質問なんですけれども、まずもって資格を持っていらっしゃる当然弁護士さんなんですけれども、町長の先ほどの答弁にもございましたとおり、民事に関することが非常に多いというのが現状でございます。民事でございますので、当然利害関係が発生すると。そのときに弁護士であれば、これは職務上当然なんですけれども、相談に来られた方に有利なような方法はどうかというようなことで、もうそこで模索するというのが通常でございます。それが町職員であった場合どうかと。相手の方もございます。ましてや相手の方も町民であれば、両方町民でございます。考え方によっては、マルかバツかはっきりしたようなものであればいいんですけれども、それが両者の話し合いでいろんな決まる事案もいっぱいございます。そういうときに町の職員がそういったことに入ってもいいのかということもございますし、一番大きいのが、弁護士には相談されたことに対します守秘義務がございます。逆に公務員につきましては、そういった相談されたこと、事案につきましては、上司等への報告義務がございます。では、どちらのほう優先されるんだというふうなことで、非常に難しいものがあると思います。そういったことで、結論からいきますと、町民からのご相談、確かに受けられればいいんでしょうけれども、利害関係が絡む民事に関してのご相談について、職員の立場にある者がこちらのほうがいいのかというのは避けるべきではなからうかというふうにごさいます。

ほかの自治体で採用しているのは、これも先ほどの町長の答弁にございましたけれども、ほとんどが例えば新たに市になるというふうなことで、急いでそういったような法整備が必要だというふうなことで、任期つきで弁護士の方に入ってもらって、市制に間に合うような形でそれを条件整備をするといったような活用のほうが多いというふうに聞いておりますので、当町ももしそういった何か短期間で大きなものがある場合については任期つきというふうなこともあろうかというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） まあ相談に来た方々、有利なほうをとるのか、それとも町のほうに対しての有利なほうをとるか、そういったことで大変なことは、これはわかります。来年秋には被災者公営住宅も完成しまして入居されるということがございます。また、こういった移転する被災者の方々、これからもまたいろいろと相談事がふえてくるんじゃないかなと思ったわけでありましてけれども、やはりこういう先ほど言った司法試験が難しくて厳しかったという専門分野を卒業された方、こういった方を採用するという方法も一つあるのかなと思って私は今質問させていただきました。1 項目めは終わらせていただきます。

2 項目めに入ります。2 項目めの1 点目、防災・減災対策及び2 点目が社会資本の整備について伺います。

まず1 点目、現在、緊急告知用として本町では防災行政無線で町民の方々に知らせているわけですが、本町では今アナログからデジタルに変えたので聞こえがよくなったとそういう形で話しておりますが、いまだ何を言っているのか聞こえないと、それから窓をあけないと聞こえないと。確かに今は機密性の高い家ができていますので、二重窓のところもあるんです。そういった方々が特に聞こえないという。窓をあければいいんじゃないかと言いますが、やはり何かその人もすぐ窓をあけられないとか何かいろいろ言っておりましたけれども、そういったことで聞こえないということが来ております。そのためにも、緊急告知用として、特に高齢者世帯やそれから障害者がある世帯、それから小中学校、それから保育園施設、それから高齢者施設等にNHK ラジオとかFM あおぞらを活用したボタン一つでできる防災ラジオを提供し、安全・安心のまちづくりをすることについていかがか伺います。町として、また防災無線ではまだよく聞こえないという方がい

るわけでございますけれども、防災ラジオを配付しようとなった場合、本町で何割か負担し、希望者に安価で提供するということについていかがか、以上2点伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、防災に関する情報発信の手段といたしましては、防災行政無線を初め、エリアメール、あるいは登録制の防災メール、そしてFMあおぞらなど多種多様な活用を図っておるところでございます。

また、防災行政無線でカバーし切れない難聴地域や公共施設、私立の幼稚園、保育園、小中学校、あるいは福祉関係施設等に室内用の戸別の受信機を設置し、町内全域にわたり情報発信を行っておるところでございます。

ご質問の防災ラジオについては、全国の一部市町村で導入されておりますが、対応機種については、アナログ電波専用でデジタル電波対応の機種では使用できないということでございます。総務省の基本方針で、ご案内のとおり、平成19年12月以降、新たに設置する防災行政無線については全てデジタル方式に、アナログ方式を採用している自治体については対応年数を考慮しながら速やかにデジタル方式への切りかえを行うことになっておりますので、そのようなことから、本町におきましても、平成23年度から3カ年計画で切りかえ工事を行い、今年度で完了する予定となっておりますので、実質的に防災ラジオとの連携ができない状況であり、今後本町のシステムに対応できる通信機器について施工業者と情報交換しながら検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 実は、私今回、秋田県横手市とそれから宮城県登米市、ここで以前から防災ラジオに関して配布していると聞いておりましたので、先日横手市役所の総務企画部危機管理室と、それから登米市役所の防災課に行っているいろいろお話を聞いてまいりました。その中で、今町長が言われましたように、アナログ方式だということで、確かに両市ともアナログでございました。

そういった中で、横手市では2012年、地元のFM局の電波を活用して、それで災害時の情報を伝えるための緊急告知用の防災ラジオ、65歳以上の夫婦世帯、それから65歳以上の単身世帯、こういったところ、それから障害者のいる全世帯、合わせて1万1,000世帯に貸与したと、貸し出したということでした。さらに、地域共助

の担い手となる、要するに民生委員宅、それから児童委員宅、それから消防団の幹部宅、屋内避難所となる小中学校、先ほどは町長も言うておりましたが、そういう小中学校とかにはもう配布しているということを知りましたけれども、横手市のほうでは2012年度から2カ年計画で1万2,800台無償貸与するとこのように言うておりました。そして、一般市民の方にはじゃどのようにするんですかということを確認しましたら、大型電気店を除いて——大型電気店といいますのはヤマダ電機とかケーズデンキ、コジマ電気というこういう大型電気店ございますけれども、こういうところを除いて市内で経営する電気店、こういったところから販売してもらうということでございました。1台幾らですかと金額を知りましたら、9,000円だと。もうこんな高くて買うんでしょうかということを知りましたら、わかりませんというそういう答えもございましたけれども、まだ電気店からは何台売れたかも確認していないということで、今後これは確認しなければいけないということを知りました。しかし、私が見させていただいた限りでは、それなりのやはり価値のあるラジオだと思って見ました。このラジオの特徴をちょっと言わせていただきますけれども、緊急放送の待機状態にセットしておけば緊急時に自動で音声スイッチが入ると、大音量で入ります。それで、緊急災害情報が流れてLEDの照明用ライトが点灯する仕組みになっておりました。放送局は周波数にセットした、要するにFM3局とそれからAMの3局の6局がボタン一つでやれるのです。ですから、高齢者の方には非常に易しい防災ラジオではないかなとこう思ってきたわけです。緊急放送時には、横手市の緊急放送協定を結んでいるFM横手かまくらというFM放送がございました。ここから行うものと、それから緊急割り込み放送として市の危機管理室からスタジオを通さずに直接放送できるという仕組みになっておりました。この割り込み装置の機械も見させていただきましたけれども、まあすばらしいもので、約500万円したということを知りました。このラジオは、単3乾電池を3本使用してございまして、電気の両方とつなぐようになっておられます。それで、電池のみで使用すれば70時間、約3日間しか使えないと。そのために通常はコンセントに差し込んだ状態で使ってもらおうと。電気代は1カ月約20円であるということを知りました。

また、登米市では、2005年4月には9町村合併して市になったわけでございますけれども、登米市の場合は有償配布申込書というのを作成しまして、無料じゃなく

て有償で買ってもらったのです。こういう防災行政ラジオ有償配布申込書というものございまして、これを全部に配布したそうです。それはどういうふうにして配布したかといいますと、各行政区、それから事業区、こういった方々の力をおかりして全部に配布したと。そこで注文をいただいて、それから発注をかけたと。こういうふうになればデッドストックにはならないわけですから、これは市としてもあなかなかいい考えだなと思って帰ってきたわけですが、ところがこのラジオはダイヤル式でしたね。ですから、両市とも特注品でございましたけれども、そういうやはりボタン一つですぐかけられるというような防災ラジオを配布してはどうかとこう思ったわけでございます。私もこのFMあおぞらをとときどき聞いておりますけれども、選局を探すとき、やはりダイヤル式なものですから、なかなか入らないときがあります。もう何かいらいらするときもありますけれども、そうではなくてやはりチャンネルに合わせたボタン方式で入るような緊急用防災ラジオ、これを本町でも配布したらどうなのかなと私は思ったわけでございます。今横手市とか登米市の防災ラジオに関して話しましたけれども、本町としては、今町長言われましたけれども、しかし聞きづらいところがあるということですが、防災無線、町長としては現状どのように考えますか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま秋田県の横手市と宮城県の登米市の実態をお話しいただいたわけでございますけれども、その場合の利用度、何ぼぐらいの、横手市さんはいつ設置して、現在までそのラジオを放送した件数とか、やはりあるいは登米市においては何ぼ申し込みがあったとか、それらについてもやはり費用対効果とか実質の頻度の問題、現在亘理町では防災無線を通じ、あるいは先ほど申し上げました防災メール、あるいはFMあおぞらで利用しておることから、やはりその辺の使い方の問題、その場合、ラジオの場合は防災無線という形で放送するのか、ただ緊急だということでの放送で年間何回ぐらいの頻度で放送されているのか、その辺も十分町といたしましても調査してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先ほど登米市のほうで、これは1台5,000円の防災ラジオを1万4,000台用意したそうです。これは、1ロット1,000台とか2ロット2,000台というそういうロット式で申し込んだためにこういうふうに安くなったということをお

ておりました。5,000円と。それで、市が4,000円負担して、それで市民の方が1,000円の負担とこういうことでありました。1万4,000台なので、当初はちょっと多目に発注をかけたということをしていましたけれども、今はゼロだそうです。そして、やはり後になって欲しいという方が来るそうです。そういった方々には、まず会社を紹介するということでした。ラジオをつくっている会社を紹介すると。しかし、そのときはロットでの発注じゃないので、やはり5,000円とはいかないと。大体1万円前後すると思いますよということでその会社を紹介するということをしておりました。これが登米市でございます。近年、異常が続いておりますけれども、これからどんな災害が降りかかるかわからない時代になってまいりました。2011年、3.11大震災もありました。そして、豪雨によって甚大な被害をこうむった県もございました。また、埼玉県越谷市や千葉県野田市、そして栃木県の矢板、ここでは竜巻による甚大な被害をこうむりました。また、台風の通り道と言われております日本でございますけれども、いつまた大型台風が亘理町を襲うかもわからない。今後の安全対策の一つとして、ぜひ考えていただきたいとこのように思います。やはり対策を講じれば大災害時の被害を大幅に減らすことができると私は確信するものでございます。

2点目、社会資本整備についてであります。亘理小学校の西側の歩道橋がございいます。さびて腐食が進んでおります。あそこを見ていただいたかと思っておりますけれども、あその雨どい、腐ってもう外れていました。そういう傷みが激しいわけですが、町民の方々や児童の安全を考えて整備するということについていかがでしょうか、伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この質問については、教育委員会部門でございますので、教育長から答弁させます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員のほうにお答えいたします。

歩道橋となっておりますけれども、この陸橋の名称、連絡橋というふうに位置づけておりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

この連絡橋でございますけれども、平成3年2月に移転いたしました亘理中学校の旧校舎や体育館及び校庭等において、そこが使わなくなったということで、亘理

小学校の児童、あの当時で恐らく800人ぐらいいたんじゃないかと思いますが、そういう状況でございますので、その施設を授業、あるいは昼休み時間、あるいは放課後に校庭の遊び場等として利用するために亙理小学校から旧亙理中学校校舎等への行き来の際、公道を横断しないようにと、やはり役場に来る車が結構往来が激しいものですから、子供たちの安全面を考慮しまして平成4年8月につくられた連絡橋でございます。今年で21年経過しているわけですが、主にこの連絡橋は、先ほど言いましたように、亙理小学校の児童が行き来するためにつくられたということでございます。

現在でも、旧亙理中学校の校舎、一部解体しましたし、体育館ももうなくて今中央児童センターになっておりますけれども、私が亙理小にいたときはまだ体育館も西校舎もございましたので、それを利用していたわけでございます。それがもう撤去されまして、ないわけでございますが、現在でも亙理小は760名ほど児童がおります。したがって、亙理小校庭だけではとても間に合わないということで、西のサッカー場を遊び時間、あるいは放課後の遊び場として開放しているという状況でございます。したがって、その行き来はこの連絡橋を利用していると。それから、中央児童センターに児童クラブがございますので、亙理小学校の1年生から3年生までの子供約300人近くの子供が行きますので、その際も児童センターへの行き来なんかもこれを利用してもらっているということでございます。

この連絡橋の整備でございますが、私も鈴木議員がご指摘のとおり、塗装が剥げていると、あるいは一部腐食しているというのを認識しております。そういうふうな状況でございますので、今後、耐久性、21年経過しておりますので、その耐久性と、そしてまた耐久性の確認、それから再塗装について早急に検討してまいりたいというふうに考えております。子供たちの安全確保ということを最優先に考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） まず、亙理小学校の児童、今回の夏休み、今までもそうだったんでしょうけれども、その連絡橋ですか、小学校、そのプールに泳ぎにくる。そのときに保護者の方が車で送迎して駐車場にとめるのです。そうすると、そのとき駐車場から学校プールに行くとき、やはりその連絡橋を使っておりました。保護者の方も歩いていましたし、児童も歩いておりましたので、やはり事故が起きてからではな

く、やはり早目の整備をしていただければ安心ではないかと私はこのように思ったわけでございます。

続きまして、3項目めに入ります。

災害公営住宅入居者へのペットの対応について質問いたします。

被災前は我が家で一緒に暮らしていたペットでございますが、また被災後は、当初は避難所では皆様も大変な思いをされたかとは思いますが、被災後は仮設住宅ができて、その仮設住宅でまた一緒に暮らせるという、家族の一員として暮らせるという、長く心の支えとして一緒に暮らしてきた室内用ペットについてですが、災害公営集合住宅の入居者には亘理町町営住宅条例施行規則に基づくということで、ここには施行規則の第19条迷惑行為の禁止の第1項に載っておりますけれども、犬猫等の動物は飼育することはできない、禁ずるということが載っておりますけれども、また先般災害公営住宅の仮入居者申し込みの中でも、集合住宅ではペットの飼育はできないということが載っておりましたけれども、まず災害公営集合住宅のこの入居者への特例の配慮というのも必要ではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 災害公営住宅の建設箇所でございますけれども、議員の皆さんもご案内のとおり、集合住宅は4カ所、そして戸建て住宅については5カ所であり、現在の進捗状況を申し上げますと、荒浜西木倉の集合団地については建設中でございます。そのほかの災害公営住宅については、おかげさまで用地取得も終わり、そして現在土地造成中であります。これらの災害公営住宅入居者の方においても、ペットの飼育については、亘理町町営住宅条例第22条及び条例の施行規則第19条の規定により禁止されておるところでございます。

特に、集合住宅については、同じ建物の中で共同生活をしなければならないため、人によりペットの好き嫌いもあり、特に子供への動物アレルギーやぜんそくなど健康に影響を与えることが懸念されるということで禁止されておるわけでございます。

また、動物の鳴き声や抜け毛など周辺に対する迷惑が考えられるため、飼育を禁止しております。

これは、既存の町営住宅においても同様に対応しておるところであり、入居者の皆さんからご理解とご協力をいただいております。



しかし、今回の災害公営住宅については、比較的迷惑のかからない戸建て住宅に限り特例として認めておるところでございますけれども、ただいまご質問の集合住宅の特例については現時点で考えておりませんが、今後の課題と思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 確かにいろいろあると思います、この件については。現在入居者の申し込みがあったということですが、申し込みした方で現在ペットと仮設住宅に住んでいる方が、同居している世帯で災害公営集合住宅に入居される方、動物、ペットは置いてくると。ただ、そういった仮設住宅に住んでいる方で災害公営住宅に入居される方というのは何世帯ぐらいいるのか把握しているのでしょうか、わかっていたらお答えいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それではお答えいたします。

まず、ペットを飼っている方につきましては、戸建ての住宅でございまして、その申込状況でございます。83世帯の方が戸建てを申し込んでいるところでございまして、そのうちペットを飼っている方が36世帯でございます。パーセンテージでは43%とこのような方がペットを飼っていて申し込みしている状況でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） こっちは戸建て住宅のほうですけれども、私が聞いたのは災害公営集合住宅ということで聞いたんですけれども、災害公営住宅に今度移るという方が今仮設住宅に入っているわけです、何世帯か。その方々は、そのペットをどこかに預けるとします。そういった方々が何世帯ぐらいいるのかなということを知りたいのですが、わからなければまた後でよろしいです。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 現在のところ、その辺まではわからない状況でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） わかりました。その件については、また後で確認したいと思います。

じゃ、今度は災害公営集合住宅に入居される方、ペットはどこかに預けると思いますが、やはり全員がどこかに預けるのか、それともどこも当てがない、どうしたらいいだろうという方はいないのかどうか、もしそういう方がいた場合は町

で紹介してくれるのかどうか伺います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） まず、ペットを飼っている方が預けるかどうか、その辺も不明でございます、実際。それで、集合住宅のほうは、これは当初から募集の段階でペットはだめですよとこのように周知してございます。戸建てに限りペットは可能ですよと。そういう方々が、さっきお話しした83名中36名の方がペットを飼って申し込みをしているというようなことでございます。また、この集合住宅に申し込んでいる方でも、ペットを飼っている方もいるかもしれません、これは。その方については、どこかに預けるかしていると思いますけれども、今の段階ではわかっているのはこのような状況でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 集合住宅に入る方は、やはりどこに預けるかはわからないということですが、やはりそこはしっかりしていかなないとまたいろいろな問題が出てくるんじゃないかなと私は思います。やはり例えばどこか一つの棟の1階あたりにまとめるとかという方法もあるのかなと。それから、今度はそうなりますと退去した場合、今度は次に入る人がにおいとか毛とかそういったもので大変なのかなと思いますけれども、例えば新たに契約書を作成すると、そういった方々に。それで、ペットと一緒に入居希望者には、住宅を出るときは必ず内部には、今はもう化学も進んでおりましてにおい消し塗料というのがございますから、それを塗る。そしてまた、畳、これは裏張りというのですか、それはしない。畳全部交換する。そういう形で費用は全部入居者の方出るときはお支払いいただきますよという契約書を作成すると。そして、こういった特別仕様——仕様というのはスペックのほうですね、これを設けた契約書を新たに作成して契約書をとるとこのような方法もあるのではないかなと私は思ったわけでございます。しかも、これはあくまでも災害公営集合住宅に入居者のみであります。そして、しかも現在一緒に住んでいるペットのみであって、これからの購入は一切認めないとそういう契約書を作成してはどうかなとこう思ったわけでありましてけれども、最後には、やはり当局者も時々訪問してみるとかそういうのも必要ではないかとかこう思ったわけでございます。やはり子供と同じように、またそれ以上に接してきたペットでございます。何かしら被災された方々がペットと同居できる方法をぜひ考えていただければと思ったわけでござい

す。

以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のために休憩いたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、説明員について申し上げます。副町長が所用のため退席いたしましたので、ご了承願います。

一般質問を続けます。

次に、4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番の小野一雄です。

私は、さざんか号の運行について、それから体育施設における災害復旧備品購入についての2点について、当局の見解を伺いたいと思います。簡便なる答弁をお願いをしたいと思います。

まず、さざんか号の運行についてであります。町民乗合自動車条例については平成17年1月24日に臨時議会で可決して現在の運行を開始したと。開始されたのが平成17年9月5日というように調べてみますとそのようにあります。したがって、きょうで8年と4日になるのかなと。もう8年目を迎えたというのがこのさざんか号の現状であります。

まず、1番目のさざんか号のダイヤ改正の予定はいつになるのかということですが、まず端的にこの辺町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

現在、町民乗合自動車さざんか号につきましては、ご案内のとおり3.11東日本大震災からの被災者支援の立場から仮設住宅や病院等を巡回しながら暫定の路線として運行し、地域の生活交通の確保に努めており、また平成23年10月からは国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業の補助制度を活用し、さらには平成25年度から

は復興交付金の効果促進事業である補助制度を活用しながら、被災者支援等のため無償にて運行を行っておるところでございます。

ダイヤ改正につきましては、東日本大震災以降、仮設住宅等を巡回するための路線の増加やバス停の増設、路線の延長、あるいはJR時刻表の改正やJR浜吉田駅の復旧等の際にその都度ダイヤ改正を行ってまいったところであります。

今後におきましても、利用者のニーズや地域の要望を踏まえ、路線の見直しやJR時刻表の改正時に伴う見直しにあわせ、年1回程度のダイヤ改正を行っていきたいと考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今町長のほうから利用者のニーズ、それからJRのダイヤ改正等について年1回程度行っていききたいというような答弁でありましたけれども、今現在暫定路線ということで無償運行しておりますよね。この例えば無償運行については、いつごろまで考えているのか、関連でありますので質問したいと思います。無償運行について。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、現在は先ほど申し上げたとおり平成25年度から復興交付金の効果促進事業ということで考えておりますので、復興交付金事業そのものについては平成27年度で終了するというところでございますけれども、この補助制度については、やはり被災された市町村ともども、さらに延長してまいるように要望活動も展開してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 復興交付金の活用ということで、無償運行についても27年度まで考えているということでありますので、2番に移ります。

デマンド型乗合自動車に見直してはどうか。デマンド型乗合自動車にしてはどうかという考えであります。

ご案内のとおり、デマンド型については、呼び出して乗せてもらうと。利用者にとっては一番メリットがある施策なのかなというふうに思っておりますし、この辺の考え、今現段階で町長はどのように考えておるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） デマンド交通については、町民乗合自動車さざんか号の運行当初からのいろいろ課題があったわけでございます。町内のタクシー業者との合意形成に向けた課題がなし得なかったということでございます。この東日本大震災の影響で従来の路線で運行できない状況の中、今回の震災は被害が甚大、町民の居住状況等が大きく変化していることから、被災地域の生活交通確保に対応するため適切な利用者のニーズ把握に努めてまいる必要があるかと考えております。

今後の地域公共交通体系につきましては、災害公営住宅整備事業及び防災集団移転促進事業による居住状況等を反映し、総合的な公共交通を再構築する必要があり、平常運行開始に合わせ、デマンド形式の運行方法も含めて、将来にわたり、より多くの町民に利用される地域公共交通のあり方を協議・検討してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） この関係については、まあさざんか号が平成17年に運行して、その翌年にもいろいろ亘理町地域交通検討委員会ですか、こういった委員会の中でも議論された。あるいはまた議会でも議論されたというような議事録がありますけれども、これらはやっぱり課題なのかなというふうに私は思います。ぜひ平常運行といたしますか、亘理町の災害公営住宅、あるいは防災集団移転事業が確立した段階においては、やはりこの辺は真剣に考えていく課題になるのかなというふうに考えております。

じゃ、3番目に移ります。

震災から間もなく2年半になりますけれども、津波被災地の住民の足を確保するためには、吉田東部、特に長瀨浜、開墾場、大畑浜行政区の路線を早急に復活して、この利用者の利便性を図るべきだというふうに考えておりますが、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この件につきましては、先日も、大畑浜、長瀨浜、そして開墾場地区を私も住宅の状況などを踏査してまいったわけでございますけれども、やはり着々と住宅も建ち、そして進んでいる状況もあるわけでございます。そういう中で、現在吉田地区を運行しております南部循環線という路線がございますけれども、これらの路線の見直しも検討すべきではなからうかと思っております。運行経路やあ

るいはバス停の位置について、もう少し、要するに位置等について検討しなければならぬと思っております。これらについても、やはり時間帯の問題、あるいは便数、路線バスの運行の回数、そして利用者への影響等を考慮しながら、やはりこの長瀬浜、開墾場、大畑浜の路線を含めた全体的な南部の循環線について見直しを図ってまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） さざんか号の利用者、決算の実績報告を見ますと、24年度は5万人が利用していると。いろいろ便数の問題、あるいは路線の問題ありますけれども、やはりまだまだ亘理町内の公共交通さざんか号についてはウエートが高い。要するに町民が待ち望んでいる足だなというふうに思っております。午前中の同僚議員の質問にもありましたけれども、要するに買い物弱者、避難民と言われる方々、あるいは医療弱者、医療難民と言われる方々がこういった被災地に戻っておられます。一番困っているのは、足をどうやって確保するかというのが大変な苦勞のようであります。今答弁の中で見直しを検討していきたいというふうに答弁ありましたけれども、例えばこの年に一度の運行見直しに合わせて、いつごろにこの見直しをやっていくのか、その辺を答弁願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これの件につきましては、先ほどの1問目でも答えたとおり、JRの時刻表の改正ということになりますと、JRさんにおきましては改正は年2回あるようでございますけれども、来年の3月をめどに全体的な見直しをあわせながら、JRの時刻表に合わせた見直しを図ってまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） ぜひともそのように履行していただきたいとこのように思います。  
4番に移ります。

土曜日、日曜日の運行をすべきではないかということですが、この件については、平成19年の9月議会でも関連質問が出ておったようにあります。この中で、町長は、議事録を見ますと、「日曜日については費用対効果を考えながら今後検討していきたい」というような答弁をしておるようでありますけれども、その辺を踏まえて私は質問しますので、答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、以前は土曜日の運行もしておったわけですが、すけれども、東日本大震災を踏まえまして現在は運行を実施していないところでございます。

今後につきましては、やはり土曜日及び日曜日の運行については、これについては利用者のニーズを把握しながら、復興に向けた新たな交通体系の構築とともに、利用者数、そして経済効果のコスト等を考えなければならないと考えております。と申しますのは、やはり土曜日曜になると家族、息子さんとか娘さんとかそれらの利用度によって、高齢者の方々も家族同士の買い物とかによって利用度が少ないという現状があるわけでございます。これらも十分検討しながら今後検討してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 亘理町の地域交通検討委員会なるものがありますけれども、この中でこの土日運行については検討した経緯があるのかどうか1点。

それから、もう一つは、今後これからこの地域交通検討委員会の開催のめどについて伺いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、実態を申し上げますけれども、先ほどの年間の1日平均の利用乗車人数が5万1,786人という数字でございますけれども、1日の乗車数にいたしますと211人であるということ。そして、これは24年度の決算の資料ということでご理解いただきますけれども、震災前の数字でございますけれども、それ以前については、平成22年度は7万5,864人、そして1日平均の乗車人数、平日では314人、それに対しまして土曜日そのものについては75人という数字になっておりますので、約40%乗る方が少なくなっておるという状況にあるわけでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今の2番目の交通検討委員会の今後の開催予定日はあるのかどうか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど町長から答弁ありましたように、3月のダイヤ改正に向けてとなりますと、今のところ予定では11月か12月に1回開催したいということで考えております。以上です。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 大きな2番に移ります。

体育施設の災害復旧備品購入についてであります。

ここに明記してありますけれども、同じ津波被害を受けながら、体育施設の災害備品購入については地域間の格差が生じたということで伺いたいと思います。

状況を申し上げますと、吉田地区の吉田体育館、荒浜体育館、あそこも同じように津波の被害を受けたわけでありまして、同じ卓球愛好会、あるいは卓球台を利用する方々から見れば、どうして吉田の地区の卓球台はこんなおもちゃみたいなどいいますか、表現悪いんですが、どうも家庭で使うような卓球台を購入したんだと。荒浜地区の卓球台については、当たり前の卓球台だと、おかしいんじゃないのというようなことがありました。実は、私も卓球愛好会に入らずずっと議員になってからやっておるんですが、この震災の間、長瀬小学校の体育館をずっと利用させていただいて、この7月1日に吉田体育館が修繕してリフォームするということで、みんな心待ちにして、7月3日です。吉田体育館に移動したんです。みんな喜んで行ったのが、当時、その日は15人でした。7月3日です。10時。もうみんなは9時半ごろ前に来たんですが、見てびっくりしました、みんな。何だこれはということでありまして、それ以上言うと私も悲しくなりますので余り申し上げませんが、なぜこんな同じ災害復旧備品費用、交付金を使って備品購入できるのに、何で違うんだと、この辺をひとつ明確な答えを、答弁をお願いしたい。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 体育館の管理は教育委員会でやっておりますので、教育長のほうから答弁をいたさせます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、卓球台購入について、吉田体育館と荒浜体育館の卓球台、違いがどうしてできたんだというふうなことでございますけれども、これにつきましては、東日本大震災以前に使用しておりました備品につきましては、平成18年度に導入されました本町の備品管理システムによって適切に管理されておるわけでございます。今回の東日本大震災の災害査定におきましては、これらの備品台帳の中から流出、あるいは破損等被害をこうむった備品を震災以前の状態に戻すために行われたもので、基本となりましたのは従前の備品台帳でございます。



ご指摘の卓球台につきましては、昭和55年、今から33年前ですけれども、昭和55年に勤労者体育センターとして購入いたしました「三英ベリック、V2-DX」という卓球台が10台、これは勤労青少年ホームが当時の労働省の補助事業により建設されたもので、備品につきましても国の基準で備えつけられたものであります。

一方、吉田体育館では、平成9年ですから今から16年前です。平成9年に「三英10-620-750」という卓球台10台を購入し、使用しておりました。

同じ卓球台を購入できれば違いはなかったわけですが、先ほども言いましたように、購入してから荒浜のほうが33年、吉田体育館のほうは16年というふうに経過していることから、両卓球台とも廃盤となっております。したがって、購入できませんので、同じ物を、台帳価格相当額の代用品購入の災害査定をいただいたとそういうふうな状況で、震災以前に使用していたものと同等の卓球台をカタログから選定したものでありまして、ただ吉田体育館では台帳価格が約6万円と聞いております。そういうふうな価格でしたので、両面一体型の卓球台は6万円台では該当するのがないということで、やむなく両面分離型の卓球台になったとこういう事情でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 余り教育長の答弁が何だか私今なかなか理解できない部分あるんですが、要は代用品同等の云々とお話ありましたけれども、しからば、同じ、私震災前からずっとわかっているんです。荒浜と吉田の体育館は同じ台を使っていたんですよ、同じタイプの台を。どうして震災後に変わるんですか。今代用品云々とありましたけれども、どうして同じ物を買わないんですか。あるいは、その台帳だけで、テーブルの上だけで精査した、審査したのかどうかわかりませんが、例えば荒浜と吉田の所管といいますか、生涯学習課担当ですから窓口は一つですからどうのこうのは言いませんけれども、その辺したのかどうかもいろいろあります、疑問点がある。あるいは、卓球人口が、多くの方が利用しておるわけですから、そういった方々の意見を聞いたのかなとそういう疑問もあります。全然デスクワークだけで購入したのかと。だからこんな実態になるのかなというふうに思います。現実を精査、調査していましたか、その辺をお伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 代用品購入の災害査定を受けたというふうなことでございますので、

購入に当たっては当然本町のスポーツ推進員とか、あるいは体育関係の教育委員会で委嘱している各種団体の方々の意見を頂戴しながら選定したというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 考えておるとい話ですけども、私はじゃあはっきりとお尋ねしますけれども、そういった専門家といいますかの方々の話をまず聞いたのか、その辺をまず聞きます。お尋ねします。

そして、もう一つは、先ほど価格の問題で、今度新たに購入した価格についてお伺いします。例えば荒浜体育館の価格は1台あたり幾らなのか、吉田の体育館の価格は幾らなのか、その辺まず2点お伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的な価格については、担当の生涯学習課長がいますので、説明させていただきますのでよろしくお願いします。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） まず相談したのかということでございますけれども、先ほど申上げましたように災害査定の際に金額が大体固まりますので、この範囲内ということで選ぶ際には体育指導員等のご指導をいただいております。

それから、次に価格でございますけれども、吉田体育館のほうの選んだ台につきましては、台帳価格が6万円でしたので、同等価格というふうなことから吉田体育館は7万2,975円、定価です。それから、荒浜体育館に搬入されておりましたのは、全日本の検定品でございまして、定価が17万8,500円の物を入札をかけました。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私は、後でいろいろ行政評価の問題出てきますけれども、私は単純にこの辺からずれているんじゃないかと思うんですよ。どうして十何万の格差が、台について、購入単価について、同じ被災して同じ物を今まで使っておって、何でこういうふうな格差が出るんだと。私は納得いかないんです、本当の話。皆さんは疑問に思わないんですか。担当課長、お伺いします。疑問に思わなかったんですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 長瀨小学校で震災後使っていた台、あの台がここに先

ほど教育長が答弁いたしました平成9年に購入した「三英10-620」、最後の「750」番というのは、定価が7万5,000円の卓球台という意味だそうでございます。ですから、購入した当時から卓球台のお値段については7万円前後の物を吉田体育館では使用していたということでございますので、災害査定において15万円とか20万円の卓球台を購入するというふうなことは、この時点では不可能でございました。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 私聞いているのは、ただそういう品質形状がそのとおりだからそのものを購入したと。今、私はそういうふうに答弁理解するのですが、私は何年前の、昭和55年、それからウン十年前の型番でもってそのまま当時の型番がそうだから今もそういう値段に相応してそのものを買ったんだというような意見だというふうに私は理解するんですが、おかしいんじゃないかと私は思います。どんどん時代は変化して品質も向上している。値段もどんどん変化していると。価格も変動していると。そういう中において、同じ町内の同じAとBの地区で購入するのに何でそんな格差が生じているのに何で気づかないんですかということをお私に言いたいんです。その辺どうですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 先ほども答弁の中に出てきましたように、あくまでも購入時の備品台帳の価格が優先されるものですから、そちらのほうの基準に従って算定させていただいたということになります。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） しかれば、吉田のほうは、要は備品台帳だと。荒浜はどうなんですかということをお伺いします。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 教育長の答弁の中にもございましたとおり、荒浜の勤労者体育センターにつきましては、国の補助事業で購入したものでございまして、「三英ベリックのV2-DX」ということで、日本卓球協会の検定品でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 何か私頭がわからなくなりましたね。議会でも、前回の議会でしたか、荒浜小学校の教育備品の購入についていろいろ議員から質問がありました。私

の記憶でありますと、担当課長は時代に相応した備品を購入しますと。時代に相応しない備品は購入しませんということで、新しい物を入れたはずです、今回の荒浜の備品購入については。学校の、小学校、再校するときに当たって。ですから、そういう切りかえを私はなぜできなかったのかなということを言いたいです。ただ台帳にあるから。同じ物をずっと使ってきたんです。私議員になって5年になりますけれども、5年前からずっと同じ物を私はずっと歩いて使わせていただきました。同じ物を使っていて、震災になったらこんなに格差がついた。値段にすれば十何万。物については、見せてもいいんですけれども、おもちゃと家庭用とプロ用で全然違う。いいですか。

じゃ、2番目に入りますけれども、まずその辺の考え、なぜ新しいニーズに対応した切りかえができなかったのか、そこをお伺いします。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 災害査定の際に荒浜体育館と吉田体育館の卓球台の価格に差が出てきたと。これは先ほども申し上げているとおり備品台帳からの推計ということで、同等品を購入してもいいですよというふうなご了解をもらった上で購入しております。その上で、査定時にその上乗せという形で町単独費を上乗せして購入してよいかというふうな伺いを当時とっていなかったために、その査定を受けた金額で購入したものというふうにご考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 関連する事案がずっとありますので、2番に移りますけれども、大きな3番、4番も関連しますので、2番に移ります。

私は、いろいろ備品管理の台帳整理の問題、後から申し上げますけれども、まず2番で早急に取りかえをすべきでないかということをご提案したいのですが、町長どうですか、同等の物に。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、早急に取りかえるべきではないかというご質問でございますけれども、吉田体育館のオープン当時、平成9年にオープンしたわけでございますが、基本は卓球を通して体を動かしていただくよう、地域住民の方々に。したがって、初心者を対象とした教室を行うために配置したものであります。

今回購入した卓球台につきましては、グレードとして震災前の卓球台と遜色ない

というふうに納入業者から説明を受けておりますので、今すぐ買いかえるということは考えておりませんが、卓球台の破損状況等を見ながら、順次別の卓球台を買いかえていくように検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今教育長から初心者向けに十分だというようなことで購入したんだということでありまして、私も何度も申し上げてまいりました。1回も使わないで運搬した途端に壊れて、新しく買った台は誰も使っておりません。本当の話。もう邪魔者ですよ。無用の長物。物によっては、例えば一般の品物でありますとかクーリングオフとか何とかして1週間以内に買い戻しできるとか、あるいは工事だったら瑕疵担保で1年間は無償で施工業者に云々というのがありますけれども、この問題については、私は今教育長が言ったように、以前使っていたものと同等の物と今言いましたけれども、全然違います。同等以下の物なんです。いいですか。私はもう写真も皆あるんです、ここに。こんなのはお見せする必要もありません。やはり現場を見て、物を見て、みんながどのように困っているのか、その辺をやはりデスクワークだけじゃなくて現場に出向いて、物を見て声を聞いてほしい、このように私は申し上げたいんです。その辺はどうですか。現場を見て教育長は同等以上の物を購入したとこういうふうに言うわけですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 吉田体育館には足を運んでおりますけれども、先ほども言いましたように、今回導入したのはA Z、グレードですね、規格面では遜色ないと。いわゆる納入業者から言われておりますので、一応そういうところを、町といたしましてはその説明を受けて納入したものでございます。ただ、1台壊れたという情報は入っておりますので、早急にその整備を図っていきたいというふうに考えておりますけれども、先ほども言いましたように、破損状況等を踏まえながら、順次別の卓球台、もしできればそういう壊れたりした場合は新しい卓球台に買いかえていきたいというふうには思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私は、今災害復旧工事云々で何百万、何千万円の話をしているんですよ、今議会においても。たかが、この値段を見ると、1台7万、8万、あるいは十何万の話ですよ。本当はこういう話をしたくない、私は。きちっとやっぱり、

この今の流れに逆行するような行動といいますか事務整理をしてもらっては困ると  
いうことを言いたいのです。やはり今あるじゃないですか。ならぬものはなりませ  
ぬですよ。きちっとめり張りをつけて事務遂行していただきたい。ぜひ取りかえる  
ように再度提案したいのですが、町長の答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず小野議員さんから吉田体育館と荒浜体育館の卓球台の形が違  
うのではなかろうかという中で、小野議員さんからは震災前の卓球台そのものが両体  
育館とも同じ形であったということですか。（「同じです」の声あり）それは、教  
育委員会のほうで確認しているのかどうか、後で答弁させますけれども、そうい  
うことからやはり今回の卓球台であろうと、道路の復旧であろうと、何の復旧であ  
ろうと、要するに現況復旧ということ。そして、品物についても、同等のを購入す  
ることが災害復旧の建前になっておるということをまずもってご理解願いたい  
ということ。そして、ただいま教育長並びに生涯学習課長が申されておりますけ  
れども、やはり災害査定というのは、以前持っていた品物、備品よりもグレードの高  
い購入することはいかなるものかということで査定を受けたと思います。道路ある  
いは何の災害についても、現況復旧というのが災害復旧の基本であるということ  
をご理解願いたい。そして、早く取りかえるべきかということでございますけれ  
ども、これについてはやはり教育委員会並びに体育振興会の方々ともいろいろと、そ  
して卓球愛好会の方々と密に協議しながら検討しなければならないのかなと思っ  
ております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） らちがあかないようであります。というふうに私は思います。ただ、  
きょうの議論を踏まえて、関係者の方についてはぜひ現地に足を運んでいただき  
たいということを申し上げておきたい。

3 番に移ります。全部関連質問があります。

3 番ですけれども、各施設における備品管理はどのようになっていますかという  
ことなのです。これはもう今関連なのです。備品台帳が流されたとか汚れたとか何  
とかの話を含めてどのようにしているのかということをお伺いします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その前に2点の点について、生涯学習課長から荒浜と吉田のこれに

ついてちょっと回答申し上げますので、その後（3）番に入ります。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 一つ確認しておきたいことでございますけれども、荒浜の体育館にあった卓球台と吉田の体育館にごさいました卓球台の品番は全然違う物でございます。ただ小野議員さんがおっしゃっている同じ物というのは、一体型、つまり両面がパタンとくっつかるタイプのやつを同じ物だというふうなことで理解しておりますけれども、（「はい、それでいいです」の声あり）今回購入するに当たって金額的な面からその一体的のやつがちょうど8万円台とか9万円台というふうなことで該当する物がなかったのを、セパレートタイプということで両面分離型の卓球台になったことをご理解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今の質問にいいですか。今の課長の答弁の中で、型番は私は違うと思います。卓球台というのは、足ついて、こう広げてたたんでやるものを両方使っていたんです。それが今度は荒浜はこう広げるやつ、終わったらたたんで、ずっとキャスターついてますから収納できる。今度吉田に入ったのは、これ別々なんです。別々になっているんですよ。2つになっている。くっつけてあれしなくてはだめ。だから、運搬にも困る。あれも大分きしゃだと。使わないうちにビスが外れて何か1個だめなのがあるんですけども、修繕するなんて今さっきお話ありましたけれども、私は修繕しても誰も使わないと思っています。というのは、古い物を使っているんですよ、今。油引いてね、さびのところ皆ワイヤーブラシかけて油引いたんですよ、みんなして。そしてそれを今使っているんです。そのほうがもっと使いやすいんです、以前使っていたやつが、津波かぶったやつが。それが使いやすくてみんな使っているんです。だから、新しい物は邪魔になっているんです。収納庫がいっぱいになっていると。後から申し上げます、物品管理の問題で。そういう現状です。だから、型番が1番が2番になったとか云々は別。要は片引きというのは、一体型、これは同じです。メーカーが違うかもしれませんが。三英かどうかは—私は三英だと思っていたんですが、そんなことはどうでもいい。まず、そんなことだ。だから、型番は年々改良されてくるもんだというふうにお話を申し上げておきたいと思います。

では、3番の回答をお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、各施設における備品管理をどうしているかということでございますが、各施設の備品管理につきましては、各課あるいは各施設において本町の財務規則にのっとり購入、あるいは廃棄等の管理備品に変更が生じた場合には、年度内に備品管理システムにより備品台帳の更新を行うなど、各課長あるいは各施設長が中心となって適正に管理しているということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 前段といろいろ重複する発言があるかもしれません。要は、この卓球台購入に当たっていろいろ私なりに疑問が出てきたのは、例えば同じ町一本で備品管理しているんだろうなど。これは今全部そのシステムについてはコンピューターシステムで備品管理やっているのかなというふうに思うわけでありましてけれども、そうしたら震災前の同じ物をずっと使っているわけですから、同時にその台帳もコンピューターでもって更新・修正されているであろうと私は考えます。職員の皆さんが平常業務をきちとこなしておれば、今度新しい台が来ましたねと台帳を整理してコンピューターにインプットする、これは当たり前の話だと私は理解しているのですが、その辺がなされていなかったのかなというふうに私は勝手に思っているんですが、その辺はどうですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今お話ししたように、備品管理システムによる備品台帳、これが基本になりますので、それによって更新を行うというふうなことをやっておりますので、遺漏なく対応してきたというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 議会ですから、なかなか答弁しにくい部分があるのかなと。私もあります。後ほど4番目にも、後で質問いたしますけれども、やはり台帳管理、私は金の問題とか云々じゃないんです。やっぱり職員の皆さんがきちとやって町民の付託にに応じていただけるものだというふうに思っているんですね、みんな。だから今回の購入についても、町の職員の担当者の方々がやるんだから何も問題ないだろうというふうに思っておるんです。それがこういうふうな、いろんな町民から見ればおかしいなど、不自然だねと、何で差がつけられるのかねというような疑念が出てくる。そういうためにも、備品管理、本当にどうかなんて私は申し上げません。



ただ言えることは、これは私の考えですが、震災前、平成23年の3月11日以前までは荒浜と吉田は同じタイプの卓球台を使っていたと。これは間違いございません。いいですか。セパレート型じゃありません。確かに創設以来云々とありましたけれども、要はその間、例えば吉田地区においてそういう備品の台帳が整理されておらなかったのではないかというふうに私は疑問を持つんです。ですから、ただ体制的な問題があったかもしれません。いろいろ職員の方々が休職といますか休んでおられたり、この辺のもあったのかなというふうに思うわけでありましてけれども、その辺の体制整備は町当局がやるべきものだというふうに思いますから、そういう台帳整備をきちっとやっていただいて、疎漏のないようにやっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。町長、答弁ありませんか。教育長。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今議員さんからおっしゃるとおり、遺漏があってはならないこととございますので、万全を期していきたいというふうに思います。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 4 番目に移ります。

平成19年度から行政評価制度を導入しているというようなことで、私も19年というのは議員になった年でありますから、ちょっと勉強させていただきます。いろいろこの行政評価制度について申し上げますと、これは亘理町の広報、あるいはホームページに載っておる部分を申し上げれば、行政サービスの質的向上を図るため、町が実施している事務事業を評価検証し、見直しや改善を行っていくんだと。これは亘理町のホームページに出ています。行政改革の一環としてやるんだと。だから、いろんなインターネットで調べてみますと、全国各地で同じようなことが実施されております。何を目的かといいますと、住民あるいは町民にとってどのような経費投入が効果があったのかという、住民にサービス、チェック、提供するんだというのがあるわけです、背景に。したがって、この1番目で私が質問しておりますけれども、この今回のこの事象については、どのように評価になるのかお伺いしたいと思います。これは町長、教育長でいいですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 平成19年度から導入されました行政評価制度でございますけれども、今議員がおっしゃったとおり、行政サービスの質的向上というようなことを目的と

して導入されているわけですが、いかんせん震災後、復旧事業事務処理量の膨大な増加によりまして今現在中断しているという現状でございます。今回の事象につきましては、備品管理システムにおける備品台帳の適正な管理、あるいは備品台帳に基づく災害査定による購入備品の決定、競争入札、納入備品の確認検査など、一連の業務については適正に行われておりますので、今回の事象については特に問題はないと私は認識しております。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 大震災でこの行政評価制度については中断をしているんだと、こういう理解でいいんですね。今回については問題ないという話でありますけれども、私何度も言ったように、やっぱりどうしても責任追及とかあるんです。私は、責任追及したくないんです、方針として。原因追及をしたい。なぜこういう事象が発生したのかということをやっぱり皆さんは幹部でありますからきちっと受けとめていただきたい。誰がやったんだとか私はそんな問題じゃない。なぜこういう事象が発生したのかということをつまえていただきたい。そして、十分に今後の行政に生かしていただきたい、このように思っております。町長、この辺は町長から答弁をお願いしたいと思いますが、どうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来教育委員会関連の備品購入にかかわる内容でいろいろとお聞きしておるわけですが、私は常日ごろから、事務屋であっても現場社会ということでの基本理念で職員に指示しております。そういう中で、今回の震災はもちろんでございますけれども、以前から自分の担当以外であっても私は現地踏査をしております。時間があれば夕方でも日曜日でも、自分の車でも、例えば現在行われております公営住宅の造成事業等々、現在も全部8カ所ですか、造成やっております。物事は、やはり書類だけで審査することなく、現場の意向も聞きながら、そして現地に行ってそれぞれの対応を現場の方々に聞いて、それに基づく判断をして、できるだけ町民のため、そして町民のためのこの行政を行うことが最も大事だと思っておりますので、今後とも職員の方々に徹底を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 社会体育事業の意義というのは、いろいろ今回の決算の書類の中に

も書いてありますけれども、心身ともに健康で豊かな情操と道徳性を備え、創造力に富み、視野の広い知・徳・体の調和のとれた心豊かで云々とありました。生涯スポーツ推進のために、やっぱりぜひとも必要だと。私も同感であります。そしてまた、県のほうでは、県政だよりを見ますと、平成25年から34年まで10年間スポーツ推進計画を策定して、この震災直後からスポーツを通じて活力ときずなのある宮城をつくるんだというようなことが書いてありました。それにタイミングよく、きのうですか、東京オリンピックが2020年に東京誘致をしたと。ますますスポーツに対する国民の感心とあるいは町民の熱意というものが私は高まってくるんじゃないかと。ぜひとも、今議論したお話、私が提案したものを十分に酌み取っていただいて、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、8番。鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） 8番鈴木高行です。

私は、町の公園の管理と今後の整備計画について2点質問いたしますので、当局の明解な答弁をお願いいたします。

今先ほどの小野議員の中で町長が現場百回というような答弁をなされました。確かに現場百回というのは大切なことだなと私も思います。私のこの公園の維持管理についても、現場百回やっていれば私の質問はなかったのかなというような気がします。そのようなことから、今町長の答弁で現場百回というのは大切なことだというようなことを意識しました。

まず第1点目は、町内の都市公園、街区公園、そして多目的広場、中央児童センターの前のあれも広場ですね、そして児童遊園、農村公園、四方山の観光公園など、町民の方々が集い、そして憩いの場としての公園の維持管理についてです。

町では、平成17年に第4次の総合発展計画を作成する資料として住民意識調査を実施しています。この調査では、今後取り組むべき課題としての第1は、医療体制や高齢者福祉対策、子育て支援等の福祉事業の充実が第1番目としては50%強、その次に多いのが交通・道路等のインフラ整備です。私が注目したのは、公園や緑地の整備という項目に15.2%の要望がありました。これはその後に調査している住民満足度調査でも同じような町民からの要望があります。それで、特に30代の方々が

公園緑地に感心を持っているというような観点から、この公園緑地についての質問をすることにしました。

公園緑地の持つ意義とは何を意味することかということ、身近なところに公園があって、みんなで、または家族で集い楽しむ憩いの場ということを求めているわけです。

では、亘理町の公園、憩いの場です。亘理公園を初め、悠里公園、旧館公園、中町東公園、四方山も、稲荷山も、その他団地開発による帰属された公園など、公園はいろいろあります。しかし、これらの維持管理状況を見ると、多くの町民の憩いの場として集える状況とは私には思えません。

例を挙げれば、亘理公園の花園、芝生広場、池の周りの樹木、遊歩道、遊具、コスモス園、まあ雑草と共存しているというような形の現況ではないでしょうか。

悠里公園の芝生広場、最近補修して剥がして新しいのを入れているようですが、これらについても、芝生は剥げ落ちていると。周りの低木については雑草が生えていると。

旧館公園も、先ほど通ったら年寄り2人が椅子に腰かけて暑さをしのいでおりました。しかし、周りは雑草だらけだと。

稲荷山公園、きょうの朝行ってきました。途中でチェーン張ってありました。途中で、チェーンの上からは登れませんでした。上は草だらけ。

四方山公園も朝行ってきました。そうしたら、観光協会のほうからの管理の方の車が、角田の業者ですけれども、「私は管理の点検だけです。維持管理については言われておりません」というようなことで、水も出ませんでした。

このような公園、憩いの場を町がつくれば、必ずつくっただけではないんです。継続性のメンテナンスというのが必ず必要になってきます。必ず伴うんです、メンテナンスというのが。メンテナンスをきれいにやって、普通にやってこそ初めて公園として町民の方々にサービスというような形で提供できる、これらの管理状況について、どのような管理が現在行われているのかまず伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって公園の部門ごとの箇所数を申し上げたいと思います。

町内には都市公園法及び都市公園条例に規定している都市公園が14カ所、そのほかに土地開発行為により設置された公園が47カ所あります。さらに、多目的広場に

については、ことしの4月にオープンしたおおくま公園の一部を多目的広場としてお知らせをしております。そのほかでは、地域の広場等が多目的広場として利用いただいていると思っております。

現在の維持管理であります。都市公園の植木管理については、公園により異なりますが、植木剪定は年1回秋ごろ造園業者やシルバー人材センターに、植木消毒についてはその都度シルバー人材センターに委託をしております。

また、草刈りと草取り等の除草作業については、年2回シルバー人材センターに委託しております。本来は2回以上実施したいのですがございますけれども、やはり現在の復旧・復興、あるいは財政上の厳しい状況のため、草の伸びぐあいを考慮しながら実施しているのが実態と思っております。

土地開発行為により設置された公園については、除草作業は基本的には地域の皆さんから協力をいただいて作業を実施している状況であります。

また、公園内にある遊具の点検については、担当職員が定期的に巡回点検を行っているほか、年1回専門の業者に点検を委託しており、危険な箇所を発見した場合には速やかに修繕し、安全に遊んでいただけるようにしております。

また、児童福祉法による児童厚生施設として町内の児童遊園は、今まで唯一吉田浜北地区にありましたが、東日本大震災で被災し、現在は災害廃棄物処理業務亘理名取ブロック亘理地区の施設となっております。

復旧については、災害危険区域内に位置し、本来の児童遊園としての役割を果たすことができないことから、児童遊園を廃止する考えであります。

これまで、この児童遊園につきましては、町管理のもと遊具の整備やトイレの整備などを行っており、トイレ清掃や除草は行政区の方々の協力をいただいております。

一方、都市建設課で管理する公園とは別に町内の集会所、あるいは神社等の敷地内に遊具が備えてある子供の遊び場については、草刈りなどの管理は行政区で行っていただいておりますが、児童の安全を確保するため13カ所において定期的に遊具の安全点検を専門業者に委託して実施しており、危険度の高い遊具については行政区長さんと相談しながら撤去あるいは修繕などを行っております。

また、児童館の母親クラブの皆さんが独自に近隣公園の遊具の状況について点検をしていただいております。

今後も、児童の身近な遊び場として有効に活用されるよう、行政区と相談しながら修繕等に対し取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今答弁の中に、東日本大震災、その影響も大いにあるというような話ですけれども、これらの維持管理費用については、毎年、今回の実績報告書の中にも2,300万円ぐらいの維持管理費用が計上されております。そして、やってやるというような文章では記してあります、実績報告では実際に。これは毎年通常同じようなことを書いてある、実績報告には。そして、費用も似たような二千二、三百万円の費用です。

ただ、この維持管理については、亘理公園できても、悠里公園できても相当の年数たっていますけれども、整備当初から10年ぐらいはそれなりの形で芝生広場も、樹木も、池の周りも、花園も、菜の花もありました、コスモスもある。そういうことできちとなされていた。料金取る体制までの公園とは言わないが、そういう形の公園として皆さんの憩いの場になっていた。

私が耳にしたのは、ことしの6月7月ごろですか、亘理公園、あれ公園ですかと。草の中さ生えている花だねと、植木だねと。バラ園、バラ咲いていないねと。春先のバラも見ないね。池の周りどうですか。ローラー滑りだのしたり、あれ落ったらば腰けがするよと、そういう話が私のところに来たんです。私は見にいきました。そのとおりだったです、やっぱり。あずまや少し直したようですけども、あとは最近ではあの花園の中の草をむしってコスモス園の草をむしって低木の剪定などしてあったようですけども、あと悠里公園は芝生の先ほど埋め戻しなどやりました。その程度で、除草はしてあったけれども、年の通常経費が二千二、三百万円かかっているわけです。それが同じ金額で管理状態が依然と比べればもう劣悪、そういう状況になっていると思います。先ほど言ったとおり、一番先に言いましたけれども、町長が現場百回と。これがなされていないと。だから、あのような公園管理になっていると。皆さんに本当に厳しいことを言うかもしれませんが、行った町民の方々からそう言われると私もがっかりするんです。あんたら何見てんのやと、そういう話も出ています。そんなことから、今度逢隈のほうにも中泉に公園つくりました、多目的公園。あと、あそこの三十三間堂のことも言われたんです。

あそこ雑木林だべやと。まあ将来は公園にするというような話はしていましたがけれども、そういう話も私の耳に入ってくると、いや黙っていればそれまでなんですけれども、やっぱりこうやって言えば皆さんもそれなりの注意を払って将来の公園管理に努めていただけるのかなというようなことからこういうことを取り上げたし、あとは先ほどのデータの中にも、若い30代の方々がえらい感心を持っているんですよ。そういう状況にあるということで、やっぱり公園緑地には皆さんの仕事の中できちっとやっていただきたいなということから質問しているわけです。

そういうことで、町長は管理していると言うけれども、その辺のもう少し反省点があるならば、2,200万円の経費をかけて、現状は以前とは違うと、何が原因なのかと、その辺について質問いたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、都市公園の亙理公園そのものについては、震災前ですと私も週に1回ぐらい、帰り、自宅に帰ると365歩で近いものですから、健康のために倉庭を通って亙理公園を回って自宅に帰る。ちょうど時間的に20分かかるということで、公園の回りながらしておったわけですがけれども、震災後、どうしても事務量が多くて行けなかったということでございます。

そういう中で、都市公園そのものの整備については、ご案内のとおり平成13年の宮城県国体に合わせて整備をさせていただいたわけでございます。それから12年たったということで、その当時の整備そのものはきれいだったと思いますけれども、やはり年々木も大きくなるし、いろいろな樹木も十二、三年たつと多くなる。

さらには、今言われたバラ園そのものについては、管理については個人管理ということでお願いしていたんですけれども、その方が震災に遭われまして家屋倒壊して本人もどうしても手が回らないということで、本人はご案内のとおり亙理駅前のJRのバスの誘導係をやっておるようでございます。そういう中でやはり一昨年からのバラ園が全然生えていない、そして枯れた状況にあるわけでございます。

そういう中で、やはりこの公園管理そのものについては、やはり震災があったなかった関係なく、やはり住民の憩いの場ということで、これらについてもぜひ現在都市建設課のほうで管理しておりますけれども、担当者がもう変わったようございますので、それらも踏まえまして十分な管理体制をしていただきたいということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 管理の体制なんですけれども、先ほどの話では、植木の剪定については業者、そのほか草の除草、芝の管理についてはシルバー人材センターというような話でやると。あと除草は年2回やるとかそういう話なんですけれども、やっぱり管理の方法としては、委託者に任せておいただけでは上手な管理はできないです。委託者から報告書をいただくと、ああやったのかと、写真見てそれで終わり。それでは中の隅々まで現場に行かないと見えないんです。芝生も雑草もわからないですから、写真では。半分か雑草で半分が芝生だったり、そのような状況でも芝生に見えるんです、刈ってしまえば。そういうのなのでなくて、やっぱりそれぞれ芝生は芝生なり、樹木は樹木なりの専門な知識も必要です。そうした場合、専門の業者から指導を受けると。それをもとに委託者にこのような年間の工程管理でやってくださいとそういう指導をやらないとそれなりの芝生も育たないし、樹木も育たないと。やっぱり指導が一番大切、年間の行程表も大切。いつ幾日に何をやるとそういう工程管理表をつくって委託者に与えておくと、割ときれいな公園になっていると。ただ単に写真の報告上げて、きれいになりません。そういうことを自然と皆さんの中に身につけておいて、専門の業者のほうに指導を仰ぐということが大切なことなんです。今は芝生に使う薬剤だって人体への害のない薬剤もあります。除草の薬剤なんて。そういうこともできるし、いろんな辺でプロの指導を仰いだ管理をやると、年間の委託費だってそんなにふえるわけでもございません。20年前だって二千二、三百万円でバラ園も含めてやっていたわけですから。その辺ふえるわけでもないということです。それだけは言っておきます。

あと、もう一つは、都市公園のことばかり言っていますけれども、もうちょっと稲荷山公園も見てきたけれども、ちょっと管理なんていうものではなかったということ。

あと、四方山にも私登ったんです、きょう。そうしたら、角田の何とかという業者が3人ほど来て、「私は管理だけだ、点検だけだ」という話をしていたけれども、上から見ると樹木がいっぱいで四方山の上から海は見えません。角田側も見えません。そういう周りの樹木がいっぱいになっているのです。そのような管理状況です。あそこから太平洋を見ると眺めもいいし、そういう状況になっておりますので、それを報告しておきます。水も出ません。



あと、中町東公園は雑草だらけです。こういう状況です。皆さんも現場百回じゃなくても、よく行って見ていただきたいと思います。

あと、もう一つつけ加えますけれども、さっき中央児童センター前の芝生広場です。あれの使用料条例が多分平成22年3月に議会に提出されている。そのときの管理は、あれを4分割してローテーションを組んで貸し出しするんだとそういう答弁をいただいている。多分間違いないと思います。議会報から見てきたのですが、今の管理状況はどのような形で貸し出ししているんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって四方山の管理、その旨については、ご案内のとおり、あのてっぺんは角田、山元、亘理町の敷地ということで、3方に分かれております。そういうことで、四方山整備協議会ということで、現在角田の市長が会長ということで位置づけをしております。そういう中で、私ここ3年ほど行っていませんけれども、その前にやはり太平洋が見えるということで立木を伐採させていただいたんですけれども、また伸びちゃったのかなと思っています。しかし、あそこに桜の木もあるから桜は切ってはだめだよということで、ちょっとした雑草的な内容については、何回となく立木を切っておるということでございます。

また、稲荷山公園そのものについては、本当に本来ですともう少し利用度が高くていいんですけども、あのような、私も見ております。しかし、草がぼうぼうになっておるということで、これについては農村公園なんですね。あれは農林水産課、これらについて十分管理をさせたいと思います。

また、ただいまの中央児童センター前の管理については、生涯学習課長より答弁させます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 亘理運動場につきましては、当初芝の養生を考慮して4分割をして管理をしていくというふうな予定で進めておりました。今現在は、芝生の管理につきましては、泉パークタウンサービスというところに播種、それから追種というのですかね、剥がれてきたところに種をまいてもらう、それから目詰め、それから空気入れですか、エアレーションというふうな作業を年間を通して2回ずつお願いをしております。その作業中には30日間の養生期間ということで貸し出しはしませんけれども、その反対側2分の1をサッカー協会のほうが水管理等をしながら、

4分割じゃなくて2分割で利用しているようでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

- 8 番（鈴木高行君） 今町長の話の中で農村公園、四方山、これはまだまだ管理的にはできていないということで、両方とも、稲荷山も。我々あそこはおキツネさんをお参り、守っている神社なんですね、昔からいえば。そういうことでちょっと中に入れないような状況なので、もうちょっと中に入れてみて、どのような状況になって、中にほこらがあるんですけれども、その辺の中身などを見てみて、あと四方山もそうだけれども、ちょっと状況を視察して、人が行けるような状況の公園として維持していただきたいと思います。

今の多目的、児童センターの前の、使用開始してから3年ぐらいかな、3年たっているかたっていないかぐらいなんだけれども、当時の課長さんが言うのは、4分割で使用料は別々だと。維持はローテーションでやるんだという話なんだけれども、全然守られていないんだね。そして、今見てくると、エアレーションして、あとは補植して、ちゃんときれいなところでやろうと言っているけれども、現場見たことあるの。きょうの朝見ても周りの周辺なんて草だらけだよ。芝生広場とは言えないくらいなのでこぼこで、それが専門の業者がやっている管理なのか。皆さん、そういうところは現場行っていないということなの。私の朝見してきた状況からすると、周りは芝でなくて雑草だらけだよ。そんな感じしているんだよ。それに答弁できるんだったら答弁してください。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） ただいま申し上げました業務のほかに、水かけ等については、全部互理サッカー協会のほうに年間委託をしているのが状況でございます、そのほかに私はちょっと直接は行っておりませんけれども、うちの班長さんのほうが現場を見ながら、そのときそのときの対応をしているというふうに報告を受けております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

- 8 番（鈴木高行君） これ以上言いません。

管理については、しっかりやっていただきたいと思います。

次に、今後の都市公園の整備計画について伺います。

都市計画法では、都市公園について、町の面積や人口によって整備要件があると

思います。また、集落や地域のバランスなど、いろいろ条件でもつけられていると思います。私が今回質問する都市公園は、災害の復興事業としての整備ではありません。災害の復興の場合は二線堤の森林公園を整備するかもわかりませんが、その分の答えは要りません。あくまでも皆さんが集うための都市公園の整備の計画について質問するわけです。

やっぱり都市公園の場合は、ある程度人口規模の確保されている集落、そして地域の方々が気軽に利用できるような憩いの場、そういうものについて都市公園として整備するものです。これらについて、今後どのような整備計画の考えを持っているか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在の都市公園等の整備計画については、ご案内のとおり平成27年度を目標年時として亘理町都市計画マスタープランによりまして事業を進めており、あと2年で第4次の総合発展計画が、マスタープランが終了するわけでございます。そういう中で、やはり今後の整備計画については、第5次の亘理町総合発展計画にあわせまして都市計画マスタープランを策定して行いたいということで、やはり今鈴木議員が申されたとおり、市街地地内の身近な公園としての新たな森林公園等々の整備を計画に盛り込みながら、やはり住民との意向調査をとりながら、交流の場ということで考えております。

また、現在まだこれについては議会のほうでも報告しておりませんが、私今考えておるのは、長瀨小学校の校舎の跡地の問題もございまして。現在、校舎が校庭のグラウンドの下の方に建てておりますけれども、あの校庭の現在今まで校舎と校庭の部分についても、やはり多目的な公園を考えてはどうかと。すなわちグラウンドボール、ゲートボール、あるいは子供のちびっこ広場とか、そういう計画なども考えなければならないのかなと思っております。

さらには、吉田の保育所の跡地そのものについては、やはり現在の長瀨小学校の先生方、あるいは吉田保育所の保育士の方々の駐車場整備ということで、現在各担当のほうに検討してはいかがかということで指示を出しておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 町長は今第5次の総合発展計画、この中のマスタープラン、そこで

検討するような話をされていましたがけれども、そのほかに長瀬小学校の校庭跡地、吉田保育所、私の頭にはそういうのは毛頭ないです。やっぱり都市公園というのは、歩いて行けるところとか、人口がやっぱりある程度密集しているところとか、そして防災も兼ねるとか、そういうことを考えるとおのずと、あと地域のバランスを考えるとそういうところは出てこないんですけれども、もうちょっと検討する余地があるのではなかろうかなと私は思います、それらのところについては。

あと、また今考えて話したようなんですけれども、第4次総合発展計画の基本構想の第5章に、今のですよ、土地利用の基本方針というのが第5章にあります。ここの③に住居系市街地ゾーンについて述べております。次の3地域を挙げています。亘理の中心市街地、そこの西側を南北に走る、だから国道6号を南北に走る。そうした場合、倉庭、鹿島、あの辺一体です。周辺。あと将来整備されるだろう公共施設の市街地ゾーン東側一帯という、大体茨田住宅、今回集団移転するようなあの辺あたりを住居系に指定すると。そして、もう1カ所が浜吉田駅周辺を、この3つを住居系市街地ゾーンと位置づけて、今後の道路体系の再編や下水道、そして身近な公園等、都市基盤の整備と防災上の向上を図り、良好な住環境を確保し、定住人口の受け皿として新規住宅地の形成を図りますと。これが総合発展計画の基本構想の住居系市街地ゾーンの書かれている内容です。要するに、この第4次からして、これを第4次も第5次に引き継がれると。都市計画マスタープランにも同じようなことが書いております。このような計画を踏襲するということは、私は大事だと思います。先ほど長瀬小学校の跡地なんていう話出ましたがけれども、4次計画ではこういう3つの地域をある程度示されているんです。こういうのを踏襲して都市計画マスタープランにも筆記していくと。そういうことが町の基本構想、基本計画にあるんです。そこで、またこの基本計画の現状と課題では、既存の都市公園はあるが、利用者の変化や町民のニーズも高い特色ある都市公園の増設が必要であるということも基本計画には書いてあります。そうした場合、総合発展計画の町民のニーズ、特に若い世代がこういう緑地公園に考えを向けているというようなことでありますから、ただこの基本計画には載っているけれども、3年ローリングの実施計画にはまだ載っていないんです。実施計画には載せてもらっていない。そういうことを踏まえて、やっぱり町民の目線で新しいまちづくりと復興の景気づけというようなこともあると、地域にある程度住居を構えたというところに特色を持った都市公

園というのは整備するべきではないのかなと。ましてや地域のバランス、このようなことからすると、町長はどの辺が適地かなというのが頭に浮かぶと思うんですけども、ひとつその辺の考えを。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 都市計画マスタープランの中では、今申されたとおり、亙理の西部地区ではただいま設置されておる亙理公園、そして東部地区としては公共ゾーン周辺と。公共ゾーンの中にも十分公園的な内容、公園ではなくてもそれらの多目的広場ができるものと思っております。さらには、今吉田地区については、市街化という浜吉田周辺かなという基本的な考え方があるかと思っておりますけれども、今回の震災を踏まえまして、やはり全体的な土地利用の問題等々を含みながら検討すべきであるということでございますけれども、この吉田浜周辺については、今後公営住宅、戸建て、大谷地団地が出るということから、それらの内容についてもやはり第5次の総合発展計画の中で、あるいは実施計画等々でうたうべきかなと思っております。

また、先ほど申し上げましたこの長瀬小学校の校庭跡地については、あくまでも多目的という公園ということで、地域の被災された方々の老人あるいは児童のための関係という、やはり被災された方々が戻ってきて憩いの場になるような公園ということで考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 公園の今集中しているのは、特に旧亙理地区に多いんです。ざっと見ても、大体公園は亙理地区に多いんです。あと、多いのが逢隈で、今最近早川公園なんていうのは余り使っていない、まあ公園は公園。亀甲松公園とか、新しくできた中泉の公園、そして強いて挙げれば今後整備されるであろう三十三間堂、そのようなのが逢隈には大きな公園としてあると。荒浜については、鳥の海公園、これは災害で今後整備されるんだろうと思います。そうした場合、地域のバランスです、人口のバランス。必要都市施設として、都市施設のないところ、公園のないところはどこだと。挙げれば、おのずと大体わかってくるんです。都市施設として整備するところはどこなのかというのは。それらも、誰が課長になるかわかりませんが、将来、よく頭の中に入れておいて、不足する、地域のバランス、何が都市施設どこに必要なのかと、そういうことをよく考えてやっぱり公園行政というのは今

後とも執行していただかないと、バランスのとれない偏った公園ばかり出てきて、その恩恵をこうむる、今都市計画税は全部払っているわけですから、徴収しているわけです。恩恵のこうむるような公園行政というのを町長から最後にひとつお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鈴木議員が申されたとおり、亘理地区、荒浜地区、逢隈地区については、都市公園ということでの整備はなされておるわけでございます。しかし、吉田地区については、公園という都市公園そのものがないと。しかし、野球場は宮前野球場と今回被災に遭われましたけれども、吉田の浜、大畑にあった野球場があったわけでございます。これからは、やはり集中した吉田地区ということでの、震災を踏まえまして、やはり内陸部のほうにというか駅周辺も今後のマスタープランの中で位置づけが必要かなと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 土地はいっぱいあります。土地はいっぱいありますから、協力する人もいます。そうした場合、今の野球場も2つなくなると。それらもつけ加えたそれなりの公園と野球場施設を完備したような公園、それらも一応ひとつ検討するように、この辺で終わりにします。以上です。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時35分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 安 藤 美 重 子

署 名 議 員 百 井 い と 子